

千里共和国
首都圏水産物市場建設計画
事前調査報告書

平成5年7月

国際協力事業団

無 調 二
CR(2)
93-244

LIBRARY

チリ共和国
首都圏水産物市場建設計画
事前調査報告書

JICA LIBRARY



1112799101

26248

平成5年7月

国際協力事業団

国際協力事業団

26248

序 文

日本政府は、チリ共和国の要請に基づき、首都圏水産物市場建設計画に係る事前調査を行う事を決定し、国際協力事業団がこの調査を実施しました。

当事業団は、平成5年5月8日より5月28日までの21日間、農林水産省水産庁海洋漁業部国際課海外漁業協力室 上之門量三氏を団長とする調査団を現地に派遣しました。

調査団は、チリ共和国政府関係者と協議を行うと共に、計画対象地域に於ける調査及び資料収集を実施し、帰国後の国内作業をへて、ここに本報告書完成の運びとなりました。

本報告書が、今後予定されている基本設計調査の実施、その他関係者の参考として活用されれば幸いです。

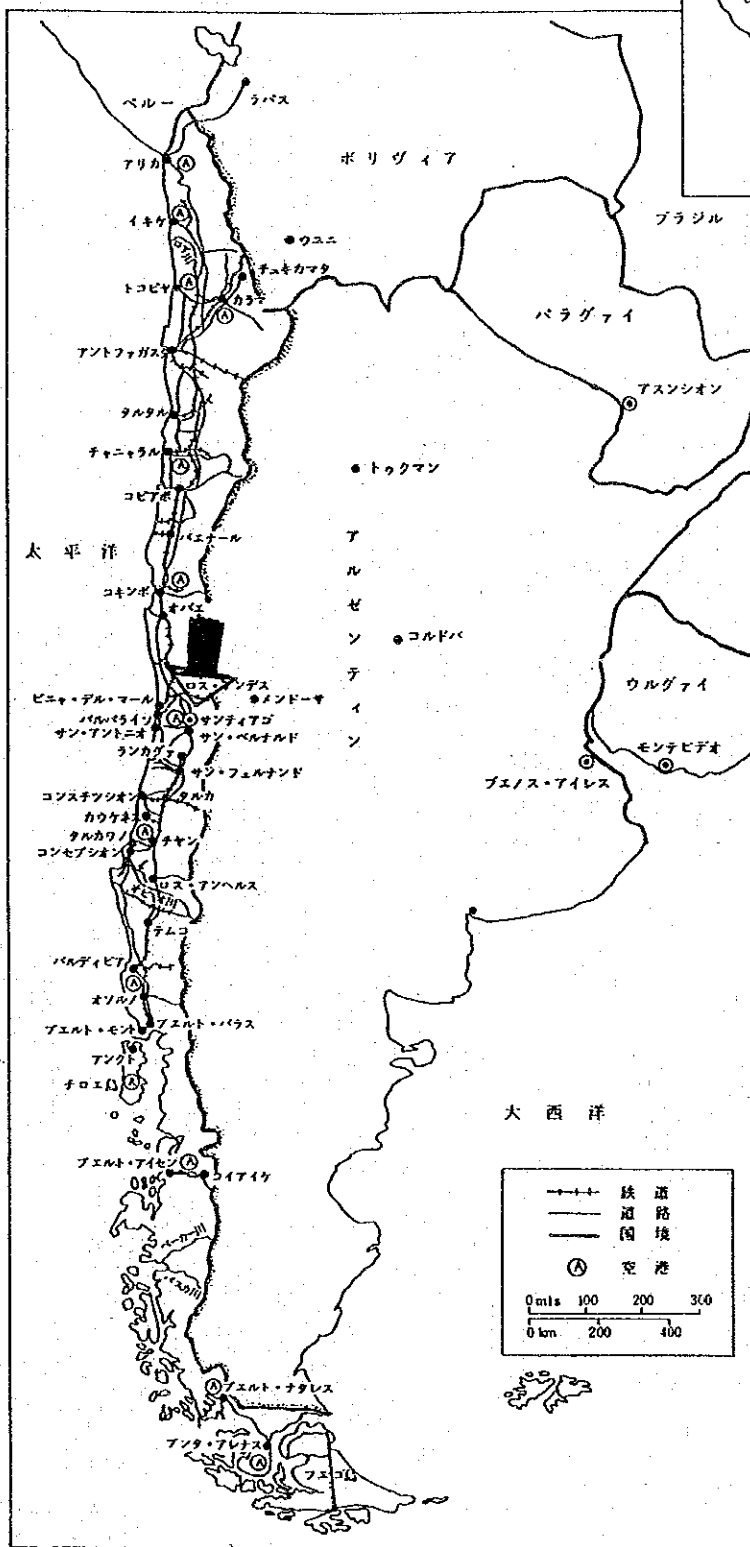
終わりに、本件調査にご協力とご支援を頂いた、関係各位に対し、心より感謝の意を表するものであります。

平成5年7月

国際協力事業団

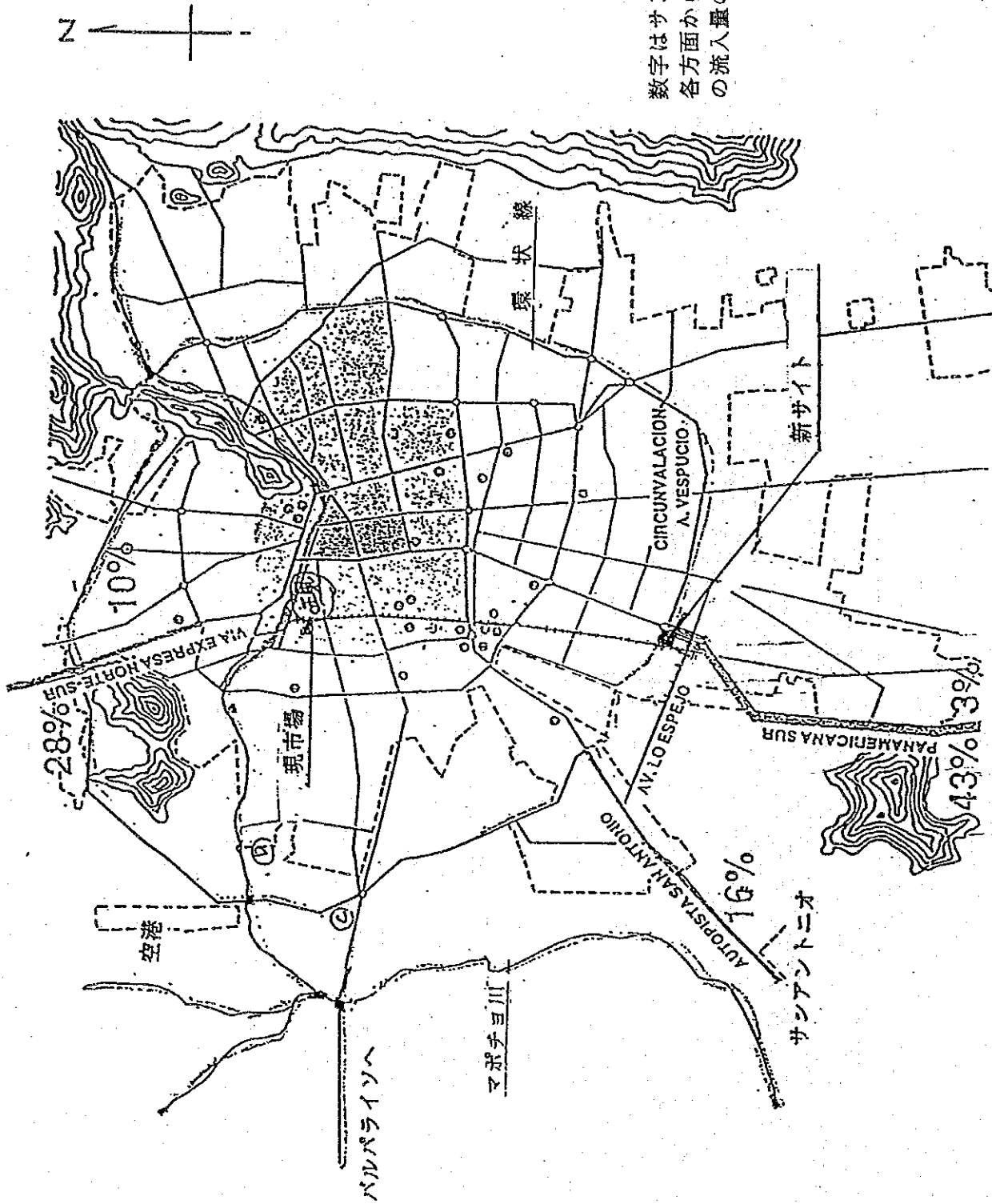
理事 黒川 剛

チリ全国図

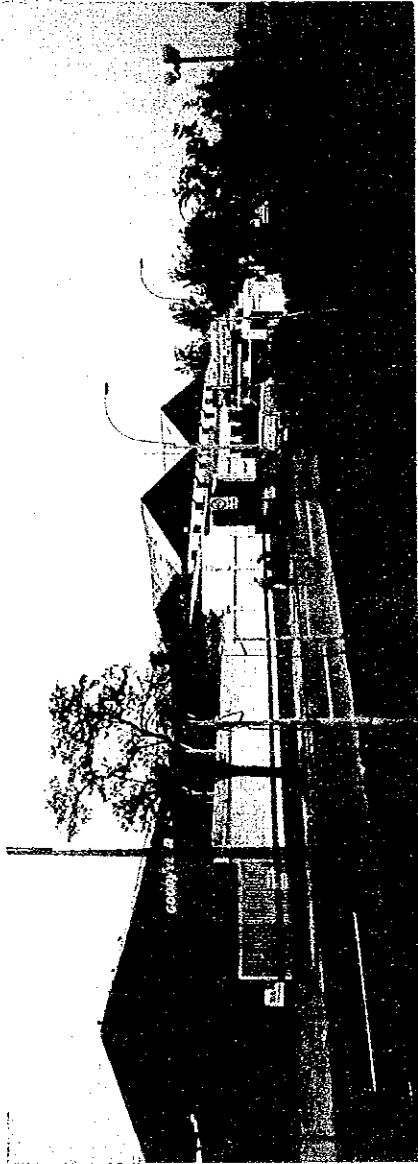


別添 サンチャゴ市街図

数字はサンチャゴへの
各方面からの生鮮食品
の流入量の%



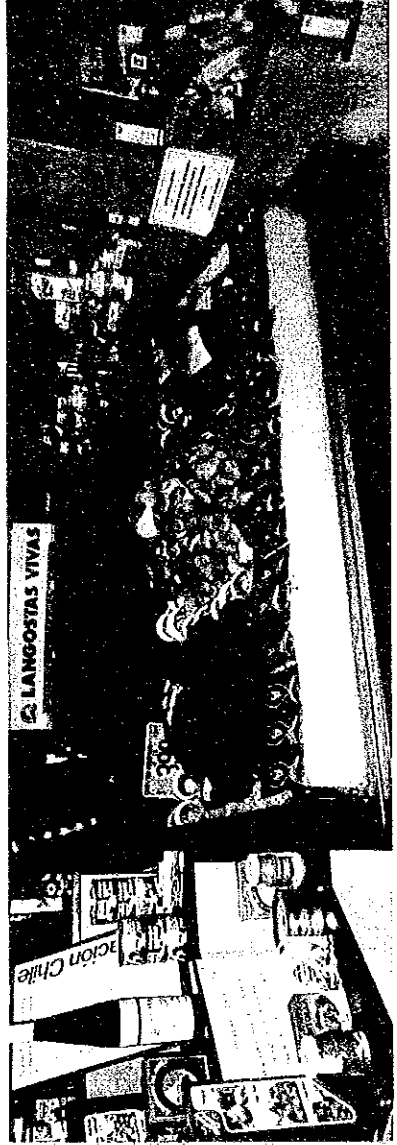
現市場北面より



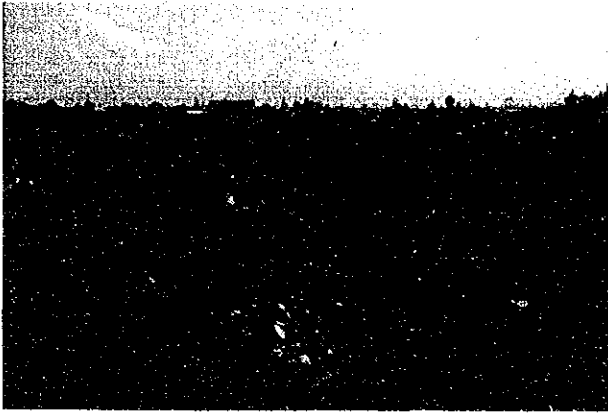
サイト全景



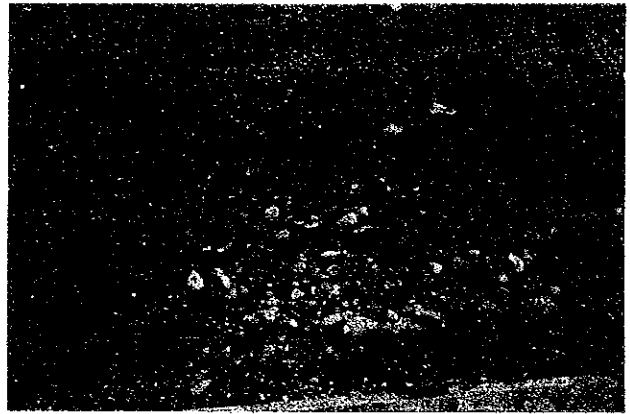
遊地境界



スーパーマーケット魚売場



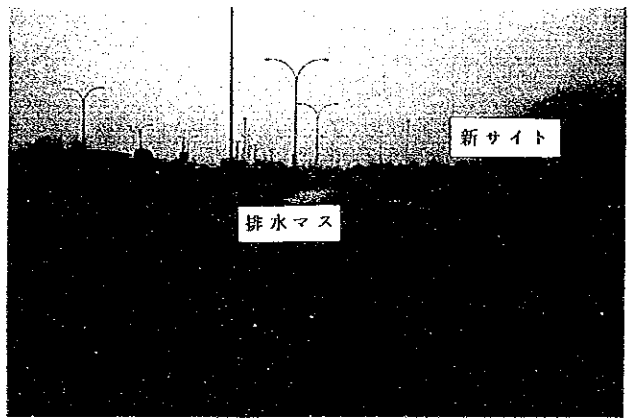
新サイト



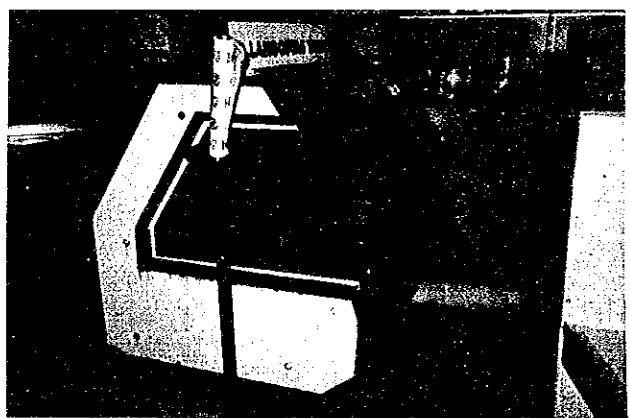
新サイト地層



新サイト内 排水受けマス



スーパーマーケット魚市場
目の前で調整してくれる



スーパーマーケット内水槽



スーパーマーケット内活魚販売用水槽

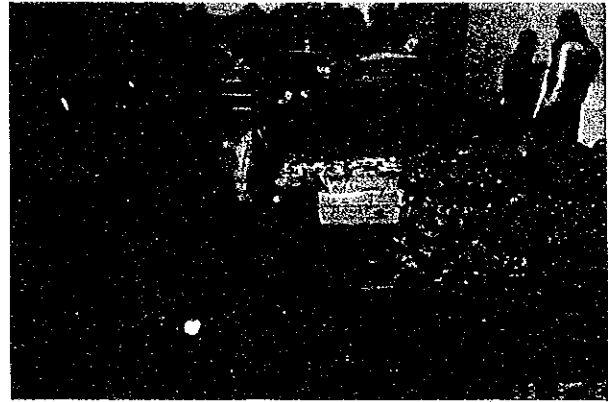


鮮魚運搬風景





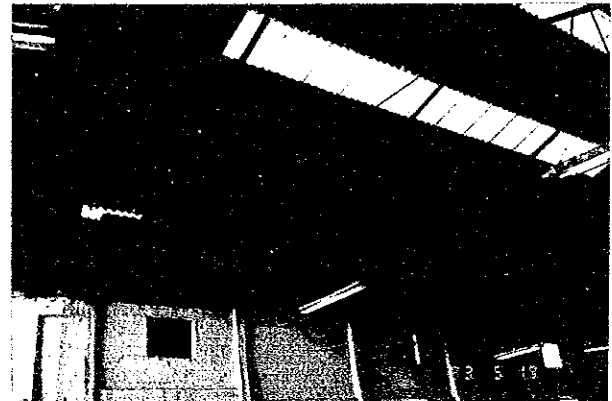
現市場裏側



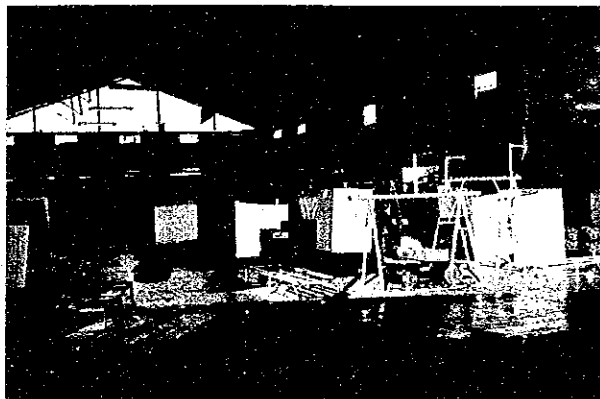
現市場 道路上で販売している



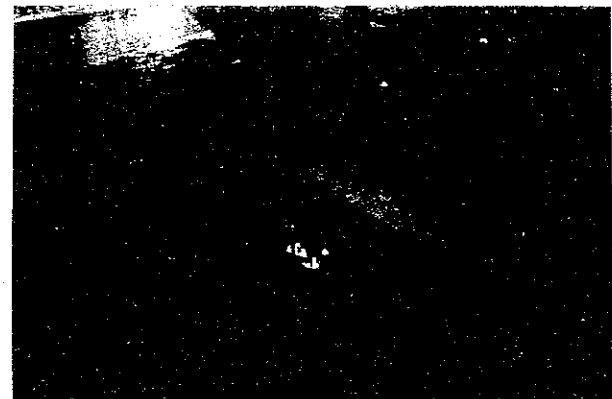
老朽による壊れが見られる



現市場 屋根の壊れ



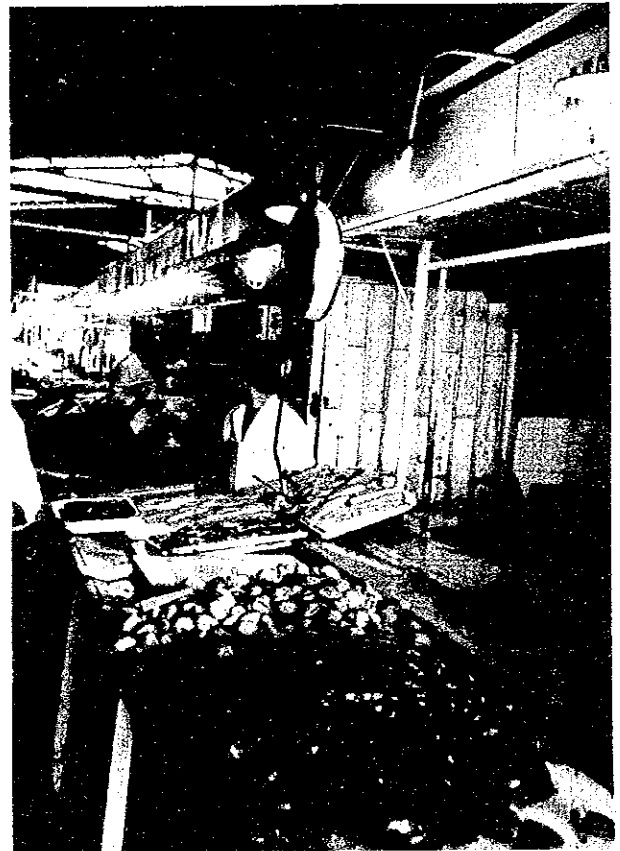
現市場内売り場



現市場内売り場区画



サンチャゴ市既存の魚市場付近の魚屋



要 約

チリ共和国は、人口13,200千人(1990)、国土面積757千K㎡で、約5.3千kmの海岸線を有し、その北部海域は世界的にも有数の好漁場となっている。最近では年間500~600万トンの漁獲を示しており、南米ではペルーに次ぐ漁業国となっている。漁業及び関連産業には約101千人が従事しており、このうち約60千人が零細漁業を営み50千人が水産物加工工場、企業型漁業、養殖業の分野で働いている。漁獲の大半は魚粉の生産に当てられており、その大部分は輸出されている。国内消費向けの供給は主に零細漁業が担っているが、その全体の消費量は年間わずかに60千~70千トン程度にとどまっており、年間水産物消費量は一人当たり5kg程度で非常に低水準なものとなっている。

これは、国内水産物流通技術及び施設の整備が非常に遅れている事から①国民に供給される水産物の品質が悪いこと、②公正な価格形成体制が整っていないこと、③魚食の普及が遅れていることなどが原因となっている。

上記の現象は、大消費地である首都サンチャゴ市等で特に著しい状況にある。サンチャゴ市の消費量は全消費量の6割強を占める40千トンであるが、その供給の75%に当たる30千トンの水産物は市唯一の水産卸売り市場を通して行われている。この卸売り市場は老朽化が著しく、冷蔵、冷凍等設備の不備も目だっている事に加え、市街地に立地していることから水産物の運搬にも支障をきたしている。本施設のこのような状態が首都圏における水産物消費停滞の大きな原因の一つとなっている。

チリ共和国政府はかかる状況を改善し、水産物の国内消費の向上、かつ国内消費用の魚の大半を供給している零細漁業を開発・促進していくことを重要課題としている。

今回その具体策としてサンチャゴ市に新たに衛生的で、近代的な魚市場の建設を行い、かつ合理的な流通システムを構築していくことを計画し、その実施についてこの分野で進んだ知見のあるわが国に無償資金協力を要請してきた。

この要請に対し日本国政府は調査の実施を決定し、要請の背景、要請内容、運営体制の確認及び計画の妥当性について検討すると共に新首都圏水産物市場の基本設計調査のスコープを決定するため、水産庁海洋漁業部国際課海外漁業協力室長 上之門量三氏を代表とすること前調査団を平成5年5月8日より同年5月28日まで現地派遣し、現地調査を実施した。

調査及び先方との協議の結果概要は以下の通りである。

1. 現存施設の現状

現存のサンチャゴ市場の施設は65年前に倉庫として建設されたものを改修して造られたもので、設備の古さ、冷蔵・製氷設備の欠陥、取引を行う場所の照明設備の不足、販売センターの狭さ、給水、配電等の機能も不十分である。排水に関しては排水施設及び排水処理施設が設置されておらず、随所に水溜まりが見受けられ不衛生で水産物流通施設としては十分機能していない。

また、駐車場のスペースは殆ど無く、運搬車輛の大部分は施設周辺の路上で積み荷の積み卸を行っており、危険かつ一般車輛の通行の妨げになっている。

2. 新市場建設予定サイト

サイト予定地はパンアメリカンハイウェイ（高速道路）とアメリコベスブリッジ環状道路（現在工事中で今年末に完成予定）が交差する地点に位置しており、交通のアクセスは非常に良い。

給水、排水設備及び、配電、電話等の基本的条件についても、同サイトの隣接部まで整備されており、これら設備の延長は容易であると判断された。

3. 運営の計画

本計画の運営については、水産次官官房及び、サンチャゴ市を中心に構成された財団（メルカマール）を設立し、これに当たらせる。現在チリ側はメルカマール財団の設立の準備を進めているとのことであり、調査団に当財団の定款が提示された。本件は基本設計調査時に確認する。

4. 要請内容の確認及び協議概要

当初、本計画は畜肉、野菜等の卸売り施設を含む総合卸売り市場建設のうちの水産物卸売り部門の建設を行うものという懸念があったが、計画内容の確認をしたところ水産物単独の卸売り市場の建設であることが判明した。

本計画要請には、運搬車輛の運転者用宿泊施設、レストラン、水族館が含まれており、これらは、わが国の無償資金協力の主旨に合致しないことを申し入れ協議したところ、「チリ」側は運搬車輛の運転者用宿泊施設、レストランについては要請を取り下げ、水族館については運営技術及び収支面での再検討を行い日本側にその結果を連絡すること

とした。

また、冷蔵庫、冷凍庫、凍結装置についても、その規模が過大であると指摘したところ「チリ」側は引き続きその施設規模について検討する旨確約した。さらに、本計画では水産物流通の衛生改善、標準化、効率化を図るため従来の不均一、かつ不衛生な木箱の流通を廃止し、新たなプラスチック箱の導入を計画しているが、詳細な運営計画の策定がなされていないことが判明し、内容についての供与の検討については、利用計画が策定された後行うこととした。

以上の調査の結果、本計画に対する事前調査団の見解としては、現存の卸売り市場がサンチャゴ市における水産物消費拡大を妨げている大きな要因であることは明白であり、卸売り市場を新たに建設しようとする本計画の必要性は高いものと判断される。

本計画が実施された場合、サンチャゴ市及び周辺小都市を含め約 6,000千人の消費者並びに鮮魚を供給する沿岸漁民58千人及び関連企業に裨益がもたらされると推定される。

本計画の内容については、施設規模、設備機材の内容規模については、今後更に詳細を検討する必要があるが、計画自体に関しては概ね妥当なものと判断される。また、今後基本設計調査団の派遣が決定される場合には、既にチリ側は本計画の内容をかなり詳細に検討していることから、本調査団が確認した要請内容及びその規模設定の根拠を検討し、協議のたたき台としての日本側案を作成した上で調査に赴く必要があると考える。

目 次

序文
地図
写真
要約

第1章 緒論	1
1. 要請の経緯	1
2. 調査の目的	2
3. 調査の内容	2
第2章 要請の背景	4
1. チリ共和国の水産事情	4
1) 水産物生産の概要	4
2) 企業規模の漁業	5
3) 沿岸零細漁民による漁業	8
4) 水産養殖	11
2. 水産物の流通	13
1) 水産物の輸出	13
2) 国内流通事情	16
①水産物の消費動向	16
②水産物流通の概要について	16
(ア) チリ共和国の水産物流通の概要	16
(イ) サンチャゴ市の水産物流通の概要	19

第3章 調査と協議の内容	21
1. 実施体制	21
2. 要請内容	26
3. 運営計画の内容	31
4. プロジェクトサイト	38
5. 既存市場の現状	40
6. 建設法規等	42
第4章 要請内容の検討	44
1. 実施体制の検討	44
2. 要請の内容	45
3. 運営計画内容の検討	50
4. プロジェクト・サイトの検討	52
第5章 結論	53
1. 計画の意義、効果	53
2. 基本計画調査に関する提言	53
別添	57
別添1 合意議事録	59
別添2 面談者リスト	63
別添3 調査日程	64
別添4 調査団員名簿	66
別添5 収集資料リスト	67
別添6 フンダシオン　メルカマールの定款	68
別添7 現市場登録業者名簿	74

第1章 諸 論

緒論

1. 要請の経緯

チリ共和国は南緯18度から56度まで約 5,300kmの長い海岸線を有し、しかも沖合いには北流するフンボルト沿岸海流、沖合い流、その間を南流するペルー反流、更に水深50m～400m層を北流する亜極水塊、表層の赤道反流など複雑な流れがあり、湧昇流が随所に見られ、世界的にも有数な好漁場となっている。

総水揚げ量は近年 500万～600万トンに達し、漁獲量の97%はフィッシュミール、魚油に加工され外国に輸出されている。その1989年の輸出高は、934百万米ドルで、この金額は同国総輸出高の11%を占めている。

北部の海域では浮魚（イワサギ）を対象とした企業型漁業が発達し、漁獲物の殆どはフィッシュミール、魚油の生産に向けられている。中部から南部にかけては沿岸漁業が営まれており、底魚（MM-サ穴子）、貝類、ウニ、海藻、甲殻類等が水揚げされる。最近、鮭、鱒類、平目の養殖が成功しその生産が伸びている。

水産漁業従事者は 108千人のうち58千人は零細漁業に14千人は企業型漁業、残り36千人は加工業等に従事している。

しかし、同国は世界でも有数な漁業国でありながら国内の水産物消費は、年間60千～70千トン程度にとどまっており、国民一人当たりの水産物の年間消費量は近年 5kgを下回っている。

これは国内の水産物の流通技術及び施設の整備等が非常に遅れており、供給される水産物の品質が悪く、公正な価格形成体制が整っていないこと、魚食の普及が遅れている事等が原因となっている。

特に、同国最大の消費地である首都サンチャゴ市（約 600万人）年度においては、現存する水産卸売り市場の老朽化が著しい上、施設設備も水産物を扱う上では非衛生的である為、消費者の信頼が薄く水産物の消費が促進されていない。一方、サンチャゴ市内のスーパーマーケットでは、産地から直接仕入れ衛生管理をし、売り場ではお客の目の前で客のニーズに合わせた魚の調理をして渡す方式で売上を伸ばしているが値段が割高となっている。このよ

うな状況に鑑みチリ国政府は水産物の国内消費を向上させ、かつ国内消費用の魚の殆どを供給している零細漁業の振興を促進するため、近代的な水産物流通システムの構築を計画し、その具体策の一つとしてサンチャゴ市と協力してサンチャゴ市郊外に衛生的で良質で安い魚の安定的供給が可能な近代的魚市場の建設を計画し、この実施につき日本国政府に無償資金協力要請を行った。

2. 調査の目的

本件事前調査団は以下の項目を目的として調査を実施した。

- ①チリ共和国から無償資金協力の要請があった本計画に関し、要請背景、目的、内容及び実施体制（サイト、実施機関等）を明確にする。
- ②要請計画内容につき事前調査を行いその妥当性及び効果を検討する。
- ③協力が妥当と判断された場合は、効果及び協力可能な範囲の検討を行う。
- ④日本の無償資金協力システムの説明を行い、チリ共和国の理解を得る。

3. 調査内容

本件事前調査団は以下の内容について調査を実施した。

- (1) インセプションレポートの説明、確認及び調査スケジュールの確定
- (2) 要請の背景、内容の確認
 - ①本計画の目的の確認
 - a. 現状の問題点
 - b. 問題解決のための全体計画の内容とその中での本建設計画の位置付け
 - ②本計画の概要の確認
 - a. サイト位置と収用状況
 - b. 実施機関
 - c. 施設／設備の内容
 - d. 規模設定の根拠
 - e. 運営体制
 - f. 収支計画
 - g. 維持管理計画

(3) プロジェクトサイト等の調査

① 候補地の現状と環境配慮面の調査

② 既存市場の調査

③ 水産物供給先の調査

④ 本計画関係施設の調査

(4) 本計画の協力実施についての協議

(5) 相手国側負担範囲及び調達にかかる免税措置の確認

(6) 関連法規調査

第2章 要請の背景

1. チリ共和国の水産事情

1) 水産物生産の概要

チリ共和国の沿岸、沖合域は前述のとおり、暖流、寒流が複雑に入り乱れ、随所に渦流や湧昇流が発生する好漁場である。

近年の漁獲量は表2-1、2-2に示すとおり、ヒレ魚が1987年から1991年にかけて約1,200千ト増加しており、貝類、海藻類も増加傾向にある。

1991年の総漁獲量は6,166千ト（世界第6位）となっている。魚種別に見ると、イワシ、アジ、カタクチイワシの3魚種が全体漁獲量の約80%以上を占めている。近年、イワシの漁獲量が減少しているが、その分をアジの漁獲量増加により補っている。

チリ国の漁業は50ト以上の漁船の操業による企業型漁業と沿岸零細漁業に大別される。漁獲量の90%以上は企業型漁業によるもので、その漁法の主体は上記3種の多獲性魚類を対象とした旋網漁業である。これらの漁獲物のほとんどは、魚粉、魚油の加工に回され、輸出されている。

沿岸零細漁業の1991年の漁獲量は420千トで、その内60千トが国内消費用に向けられている。

水産養殖は、我が国等からの経済協力により大きく発展し、現在、サケ、マス類、ホタテ、カキ、イガイ等貝類について企業規模での養殖が展開されている。また、オゴノリ類の海草についての養殖も各地で実施されている。1991年の養殖の総生産量は105千トに達している。

水産加工業は、前述した魚粉、魚油製造に388の工場が操業しているのを初め、269の冷凍プラント、135の缶詰工場が操業し約28千人が従事している。1991年の生産量は約1,326千トである（表2-6参照）。これら製品の多くは海外へ輸出されており、同国の外貨獲得に大きく貢献している。

表 2 - 1 種類別漁獲量

単位：千トン

	1987 年	1988 年	1989 年	1990 年	1991 年
ヒレ魚	4,647	5,028	6,291	5,043	5,830
貝類	108	121	110	105	122
甲殻類	30	33	24	27	29
海藻類	117	166	178	229	160
ウニ他	29	27	29	20	26
合計	4,931	5,375	6,633	5,424	6,166

出典：チリ共和国政府資料

表 2 - 2 主要魚種漁獲量

：単位：千トン

	1987 年	1988 年	1989 年	1990 年	1991 年
イワシ	2,203	1,626	1,590	900	734
アジ	1,770	2,138	2,390	2,472	3,021
カクチイワシ	336	912	1,687	845	936
小計	4,309	4,576	5,667	4,217	4,691
ヒレ魚に占める 上記3魚種 の割合	93 %	91 %	90 %	84 %	80 %

出典：チリ共和国政府資料

これらの多獲魚は殆どフィッシュミールや缶詰生産に回される。

チリの北部には大規模のフィッシュミール工場が多い。

この地域は雨が降らないのでミールを露天で保存できる。

2) 企業規模の漁業

登録トン数50トン以上の漁船が企業型漁船と格付けされており、現在登録されている漁船数は 928隻で、その内訳は旋網船 452隻、トロール船82隻、その他刺網延縄船となっている。

漁業水域は6水域に分かれており（図2-1参照）、各水域別の企業型漁業の状況については以下のとおりである。

① 大北部（第1、2州。主要漁港：アリカ、イキケ、トコピーヤ）

当国のミール産業の発祥地であり、イケキ、アリカを中心に大手水産会社が旋網漁業を行っている。これら大手企業は更に南のトコピーヤ（南緯23度）、メヒヨーネス（南緯23度）にミール缶詰工場を新設し拡大している。

② 小北部（第3、4州。主要漁港：カルテラ、コキンボ）

1985年南アフリカ共和国の投資会社がミール事業を始め、その後缶詰工場を新設した。コキンボには大手の漁業会社のミール工場が稼働しているが、浮魚資源は大北部より少ない。最近のアジ、イワシの缶詰めをはじめカタクチイワシの塩漬け、貝類の冷凍品など食品加工が発展している。

③ 中北部（第5、6州。主要漁港：バルバライソ、サンアントニオ）

従来メルルーサ、ランゴスチーノ、小エビの小型トロール漁業が発展していたが、資源の減少により企業型規模の活動は縮小し、小規模のメカジキ漁業が注目されている。

④ 中南部（第8州。主要漁港：タルカワノ、サンビセンテ、コロネル）

アジ、スペインイワシを対象とする大型旋網漁船とカタクチイワシ、小イワシを対象とする小型旋網漁船がタルカワノ、サンビンセンテ、コルネル地区にあるミール工場に原料を供給し、ミール、魚油産業が大北部に次いで発達している。当海域の主要魚種であるアジは漁獲量が増加し1989年には65万トに達した。

小、中型トロールが操業しメルルーサ、ランゴスチーノを水揚げしサンチャゴ魚卸売市場に出荷されている。メルルーサーはこれら小、中型トロール漁船によって供給されている。又、貝類の冷凍加工業も盛んである。

⑤ 南部（第10、11州。主要漁港：プエルトモント、アングット、カストロ、プエルトチャカブコ）

干満の差が大きく干潮時の干潟は二枚貝、イガイ、ムール貝等の貝類の主要産地でサンチャゴ魚卸売市場へ生鮮貝類の殆どを供給している。

貝類の冷凍、缶詰業が企業的に行われており、南メルルーサのスペイン向け輸出が1985年頃から始まり小規模の企業体による延縄漁業が大きく発展してきた。ヒレ魚では南メルルーサ、コングリオ（ドラード：穴子に似た大型底魚）

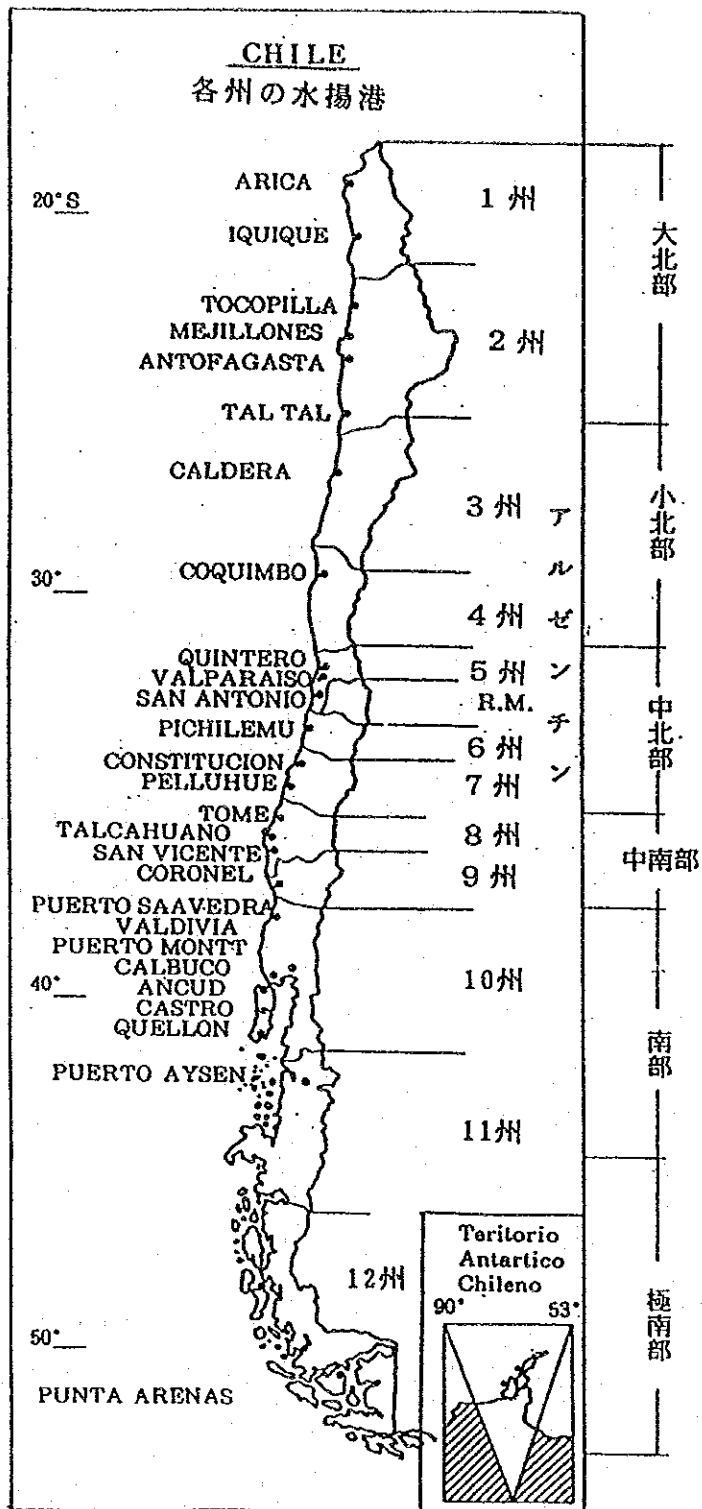


図 2 - 1

メルルーサ、貝類では二枚貝、アワビ、イガイの他ウニの生鮮、冷凍、缶詰の製造を行っている。

⑥ 極南域（第 12 州。主要漁港：プンタアレナス、ブエルトナタレス）

企業としてはイバラガニの冷凍缶詰事業が実施されてきたが、資源保護により企業活動が制約されるようになりより、小型の毛ガニが漁獲の対象となってきた。

プンタアレナスを基地とする冷凍トロール船、冷凍延縄船が操業しムール貝イガイ、ホタテ貝、ウニを船上にて加工の上、輸出している。

表 2 - 3

第1,2 州 水揚げ量 (単位 トン)			第3,4 州 水揚げ量 (単位 トン)		
種 類	1992 年	1993 年	種 類	1992 年	1993 年
カクチイソ	420,569	291,123	カクチイソ	16,743	12,702
クラ	16,056	33,776	クラ	617	42
アジ	26,854	63,112	アジ	35,558	41,250
イソ	281,356	163,608	イソ	8,101	43,055
合 計	744,835	551,619	合 計	61,019	97,049

出典：チリ共和国政府資料、推定値

3) 沿岸零細漁民による漁業

全国 189の漁村に漁業従事者約 58千人が沿岸漁業で生活し、1991年の沿岸漁業の総漁獲量は 423千トンであった。特に水揚げの多い州は第 8 州 165千トン、第10州 125千トン、第 5 州 36千トンである。また、漁船数は 15,200 隻で、その構成は 65%が動力船、35%が無動力船である。

同国の沿岸漁業は前述のとおり無動力船が 35%を占める等近代化が遅れていることから生産性が低い。加えて、漁港等の水揚げ施設の整備がほとんどなされていないこと、製氷施設、冷蔵庫等の保蔵施設も十分でないことから漁獲物は効率的かつ十分な品質の管理がなされた流通が行われていない。

また、政府は沿岸漁業の振興を図っていくため漁業協同組合の組織化を進めているが、これまで25%の組織化が達成されているに過ぎず、企業型漁業に比べ沿岸漁業の振興が著しく遅れている状況にある。

主な沿岸漁業は以下のとおりである（表2-4参照）。

①カタクチイワシ、イワシ、小イワシ小型旋網漁業

この漁業は第8州のコンセプション湾、アラウコ湾を主要漁場として70~80隻の小型旋網漁船が操業している。

②南メルルーサ、穴子底延縄漁業

第10州を中心に急速に発展している。主としてスペイン系漁業者が第10、第11州の多島海域にて10隻程度の漁撈船と1~2隻の運搬船で船団を組み陸上の加工場に搬入する漁業形態をとっている。

③メカジキ大目流網漁業

本漁業は現在漁獲上、何の規制もない自由漁業である。漁船数は約300隻に達する。18m以下の小舟ではあるが100浬沖合いまで出漁することもある。

主に生鮮魚として米国市場に空輸されている。

④深海ハタ延縄漁業

漁法は底延縄と同様であるが、水深が深く魚体も大きいので漁具は強度を増してある。乗組員7名で2回操業、3日航海が一般的である。

現在漁場は、プエルトモント、チロエ島沖に移っている。

⑤潜水漁業

貝、ウニ、タコなどは、大部分が潜水夫により採捕されている。

コロ貝、ウニなど主要漁場は次第に南下し、現在第10、11州に移ってきている。これら底棲水産物の採捕には最低サイズの設定、産卵期の禁漁措置及び年間許容漁獲量の設定による漁獲制限が行われている。

⑥イバラガニ漁業（毛ガニを含む）

セントリーヤ（イバラガニ、Lithodes antarcticus）及びセントジョン（毛ガニ Paralomis grammulosa）は毎年12月1日~1月31日の間、禁漁となり、雌カニの捕獲は禁止され、漁法も「カゴ」漁業に限定されているほか、甲巾がそれぞれ12cm、8cmと制限があり、資源保護の措置はとられている。

表2-4 チリ共和国主要魚種/州別沿岸漁業水揚げ数量 1991年 (単位: トン)

現地名	日本名	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	TOTAL
ALBACORA	サバ	12	18	251	113	2,191			690		11			3,286
ANCHOVETA	アンコウイサ	9,050	1,140	6,824	22,143	9,618			52,063					100,838
BACALAO	サメ	280	186	142	223	519			1,901		680			3,931
COJINOBA	キヌヅ	127	421	155	726	255	22	295	12					2,013
CONGRIO	穴子	4	44	378	190	718	40	1,764	2,137	55	758	224	64	6,376
CORVINA	コビナ	20	22	119	32	311	55	801	63	393	145			1,961
JUREL	ソウ	142	127	231	2,569	2,362	14	246	1,378	2	395			7,466
LENGUADO, LISA	ヒラメ	59	21	128	15	211	254	235	27	133	4			1,087
MERLUZA	メバル		62	177	111	6,572	37	1,066	2,031	9	9,219	783	1,217	21,284
PEJERREY	ペレイ	173	199	21		5	20	72	114	46	422		7	1,079
SARDINA	イサ	3,099	2,644	2,151	6,002	7,211	1		85,646	0	8,355	20		115,129
ALMEJA	ハマグリ	21	20	102	121	117	287	168	514		35,131	358	39	36,991
CHOLGA	イサノ類	208	308	31	19	318		784	282	49	4,563	504	5,087	12,440
CENTOLLA	イサノ										41	76	1,752	1,869
CENTOLLON	イサノ												3,155	3,155
JAIBA	サ	16	44	32	174	112	15	197	319		2,213	22		3,144
ERIZO	ウニ		168	929	403	110	6	32	23		16,825	2,523	363	21,382
合計	魚類	14,719	5,607	11,743	33,734	31,051	461	4,975	147,274	638	22,664	1,102	1,310	275,278
	貝類	3,006	2,728	1,182	4,602	4,411	456	1,921	6,831	75	78,712	2,119	6,925	112,968
	甲殻類	16	44	43	303	196	15	212	966		2,302	109	4,909	9,115
	その他	199	170	1,028	1,192	325	58	687	2,478		16,988	2,523	363	26,006
総計		17,940	8,549	13,986	39,831	35,983	990	7,795	157,544	713	120,666	5,853	13,507	423,367
	イサノ類を除く数量	5,649	4,638	4,790	9,117	16,792	975	7,549	18,457	636	110,441	5,813	13,507	198,364

4) 水産養殖

チリ国では海面養殖事業が地理的好条件に恵まれ急速に伸び 1980 年に入り、サケ、マス類（ギンザケ、大西洋サケ、ニジマス）、イガイ、太平洋カキの養殖が企業規模で実施されるようになり、海草ベリーヨ（オゴノリ）の養殖も各地で実施され、その水揚げ量は約10万トンを越えている（1991年）（表2-5参照）。

①サケ、マス養殖

第10、11州が養成－海水馴致－生簀飼育に適していることが実証されている。現在約90社が300ヶ所の湖面及び海面飼育場を運営している。

なお、チリ産ギンザケの品質は肉の色づけ、含油量など国際的に高く評価されている。

②ホタテ貝養殖

第4州コキンボ水域のホタテ貝養殖は日本の無償資金協力による養殖センターを中心として本格化している。

養殖方法は懸下式ポケット型が導入されており第2、3、4州が主要養殖域であるが、最近第10州でも養殖が始められた。

養殖場経営数は3州合計で65養殖経営体となる。

③チリカキ、太平洋カキ養殖

チリカキは第10、11州で種カキを採集、吊り下げ式の養殖を行っている。

太平洋カキ (*Grassostrea gigas*) はチリ財団がコキンボで種ガキを養成しており、第10州でも養殖を始めた。

カキ養殖は全国で132経営体が登録されている。

④イガイの養殖

第10州が養殖の主要域で全国で200経営体が登録されている養殖方法はスペインより導入されたもので、種貝を種場より採取し、ロープの周りに一週間ぐらいで溶けてしまうガーゼ状の布で種貝を巻き、筏を懸垂する方法がとられている。

⑤海藻

寒天生産の原料として本種海藻が注目され、1980年以後その生産が急激に全国規模に広がった。主な生産域は、第2州、第8州、12州である。

1985年に117千トンの生産があったが、資源が急激に減少し、1989年には13千トンに落ち込んだので人工養殖が始められ1989年には増移植により生産が回復し1991年には57千トンの生産があった。

現在第10州に最も養殖場が多く618ヶ所に達している。

⑥その他

第4州(コキンボ)でチリ財団がスコットランドより導入したターボット(ヒラメの一種)の人工飼育、企業化実験を進めており、1991年の生産量は3トンであった。

表2-5 チリ水産養殖事業 種類別生産量 (単位トン)

種類/州	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	RM	TOTAL
海藻		392	7,909	4,633	322			5,325	21	38,743	334			57,679
心鮭										105				105
大西洋鮭										14,160	784	13		14,957
ウツギ										14,235	3,049	670		17,954
マノカ										1,059				1,059
ニジマス							65	9	13	7,244	98		964	8,393
ターボット				3										3
カサガ										78				78
イサ									64	2,758				2,822
イサ									126	121				247
イサ(北)	1	177	134	850						56				1,158
イサ(中)										432				432
イサ(大)	4		6	71	1	1				288				371
海藻		392	7,909	4,633	322			5,325	21	38,743	334			57,679
魚類				3			65	9	13	36,803	3,931	683	964	42,471
貝類	5	117	140	921	1	1			190	3,733				5,108
TOTAL	5	509	8,049	5,557	323	1	65	5,334	224	79,279	4,265	683	964	105258

注) RMとはサンチャゴ首都圏の内水面養殖のことである。
出典: チリ共和国 SERNAP (1991年)

2. 水産物の流通

1) 水産物の輸出

チリ共和国の豊富な水産資源と水産物の世界的需要増加を背景に、国内外からの投資は年々増加している。加工輸出全般にわたる伸びは、漁獲努力の増加、加工能力の量的増加質的向上、更に製品の付加価値の増大が大きく貢献している。

1991-1992年の輸出金額並びに数量は表2-6のとおりである。

表2-6 輸出金額(単位 千米ドル) 数量(単位 ト)

製 品	1991年	1992年	1991年	1992年
魚 粉	466,375	540,342	1,000,767	1,080,411
魚 油	26,492	15,172	108,738	56,709
冷凍物	341,744	437,010	112,249	125,829
生 鮮	127,049	142,137	25,686	28,742
缶 詰	99,868	109,051	47,737	48,568
海 藻	51,745	42,946	28,939	28,039
その他	5,392	8,641	1,728	1,921
合 計	1,118,665	1,295,299	1,325,844	1,370,219

出典：チリ共和国政府資料

また輸出仕向国は年々増加し、1989年には約80ヶ国と対象となっている。輸出金額も1989年は934,017千米ドルであったが、1992年度には1,295,299千米ドルに伸び、輸出金額はドイツ、日本、米国、スペイン、南アフリカ、台湾、オランダの順になっている(表2-7参照)。

ミールは従来EC米国向けであったが、台湾、中国、インドネシアも新たに加わった。冷凍品は、日本、スペイン、米国、オーストラリアが主要仕向国である。缶詰は英国、南アフリカ、スリランカに加え、バブアニューギニアなど南太平洋諸国、マレーシアにマーケットを拡げている(表2-8参照)。更に南メルルーサ、コングリオ、メロ、メカジキなどが生鮮魚として主にスペイン、米国向けに空輸されている。

表2-7 チリ共和国 1988~1989年度仕向地別水産加工物輸出金額

仕向け地	輸出金額 (千US\$)		割合 (%)		平均値 (1988~1989)	
	1988	1989	1988	1989	輸出金額 (千US\$)	割合 (%)
合計	836,741	934,017	100.0	100.0	885.4	100.0
西ドイツ	138,819	165,578	22.0	17.7	174.7	19.7
日本	108,618	130,036	13.0	13.9	111.3	13.5
アメリカ合衆国	95,453	112,041	11.2	12.0	102.7	11.6
スペイン	96,959	99,479	11.6	10.7	98.2	11.1
台湾	69,530	63,559	8.3	6.8	66.5	7.5
オランダ	47,958	56,225	5.7	6.0	52.1	5.9
南アフリカ	19,032	66,481	2.3	7.1	42.8	4.8
東部の諸国	40,542	16,639	4.8	1.8	28.6	3.2
その他の諸国	27,491	29,675	3.3	3.2	28.6	3.2
イタリヤ	27,061	21,159	3.2	2.3	24.1	2.7
中国	11,920	30,777	1.4	3.3	21.3	2.4
フランス	23,791	16,443	2.8	1.8	20.1	2.3
オーストラリア	15,414	24,360	1.8	2.6	19.9	2.2
イギリス	15,274	16,938	1.8	1.8	16.1	1.8
インドネシア	16,230	15,440	1.9	1.7	15.8	1.8
ニュージーランド	10,671	15,415	1.3	1.7	13.0	1.5
メキシコ	7,400	14,814	0.9	1.6	11.1	1.3
インドネシア植民地	7,004	4,350	0.8	0.5	5.7	0.6
インドネシア	-	10,867	0.0	1.2	5.4	0.6
パキスタン	5,475	3,661	0.7	0.4	4.6	0.5
タイ	3,238	4,439	0.4	0.5	3.8	0.4
インドネシア	2,203	5,420	0.3	0.6	3.8	0.4
インドネシア	2,790	3,474	0.3	0.4	3.1	0.4
インドネシア	867	3,334	0.1	0.4	2.1	0.2
インドネシア	-	3,415	0.0	0.4	1.7	0.2

出典：統計通報、漁業情報システム 1989/1990

表 2-8 チリ共和国 1988 ~ 1989 年度仕向地別水産加工物輸出货量

仕向け地	輸出货量 (トン)		割合 (%)		平均値 (1988~1989)	
	1988	1989	1988	1989	輸出货量 (千トン)	割合 (%)
合計	1,171,994	1,622,082	100.0	100.0	1,397.0	100.0
西ドイツ	358,471	420,752	30.6	25.9	389.6	27.9
オランダ	100,599	173,599	8.6	10.7	137.2	9.8
台湾	119,212	126,736	10.2	7.8	123.0	8.8
日本	107,715	125,276	9.2	7.7	116.5	8.3
南アメリカ	29,821	145,004	2.5	8.9	87.4	6.3
アメリカ合衆国	61,458	104,262	5.2	6.4	82.9	5.9
東ヨーロッパ	85,119	41,356	7.3	2.5	63.2	4.5
中国	24,381	76,931	2.1	4.7	50.7	3.6
インドネシア	47,743	52,232	4.1	3.2	50.0	3.6
ベトナム	48,195	44,471	4.1	2.7	46.3	3.3
タイ	36,151	54,882	3.1	3.4	45.5	3.3
イギリス	42,808	44,553	3.7	2.7	43.7	3.1
その他の諸国	30,637	37,021	2.6	2.3	33.8	2.4
ユーゴスラビア	18,507	42,616	1.6	2.6	30.6	2.2
メキシコ	30,525	24,119	2.6	1.5	27.3	2.0
フランス	16,750	37,125	1.4	2.3	26.9	1.9
オーストラリア	-	25,971	0.0	1.6	13.0	0.9
インドネシア	2,076	12,689	0.2	0.8	7.4	0.5
シンガポール	7,365	5,124	0.6	0.3	6.2	0.4
インドネシア	863	9,144	0.1	0.4	5.0	0.4
パナマ	-	8,100	0.0	0.6	4.1	0.3
カナダ	275	6,552	0.0	0.5	3.4	0.2
ニュージーランド	1,752	2,232	0.1	0.4	2.0	0.1
豪州	1,099	1,077	0.1	0.1	1.1	0.1
ポルトガル	207	260	0.0	0.0	0.2	0.0
アイスランド						
イタリヤ						
植民地						

出典：統計通報、漁業情報システム 1989/1990

2) 国内流通事情

①水産物の消費動向

魚に対する国民の嗜好性は余り高くなく、国内総消費は年間わずかに6～7万トに留まっている（この内サンチャゴ市周辺で4万ト消費され残り2万トは漁村及びその他の都市の消費となる）。国民一人当りの魚貝類の国内消費量の推移を見ると、食品重量に換算して1970年代には、5.5～6.5Kgであったが、1980年以降この数値は下降を辿り、1983年には4.2Kgにまで落ち込んでいる（表2-9参照）。また、消費形態の66%は生鮮水産物でありその内の51%が魚である。

これは沿岸漁業用の水揚げ施設、保蔵施設、製氷施設、衛生的かつ効率的な市場等水産物流通施設の整備及び品質保持を念頭においた輸送体制の整備、合理的な価格決定機能の確立が非常に遅れており、そのため国民に供給される水産物の品質が悪いこと、魚食普及が遅れていること等により、消費者の購買意欲が低下されているためである。

表2-9 1人当りの水産加工物の消費量（食肉 Kg）

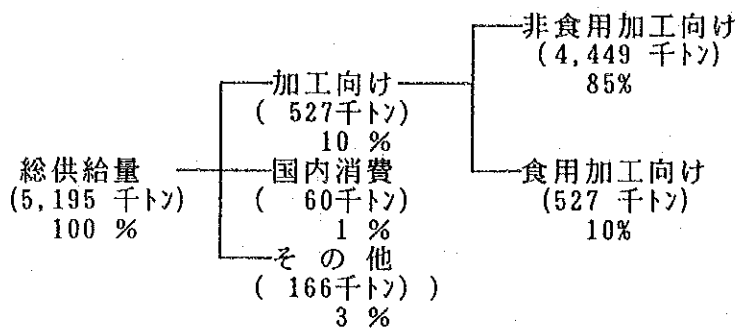
製 品	1971 - 1975	1976 - 1980	1981 - 1985	1986 - 1990
魚 類	5.3	4.9	4.1	(4.1)
鮮魚	3.8	3.1	2.6	-
冷凍	0.5	0.1	0.1	-
缶詰	1.0	1.7	1.4	-
貝 類	0.7	0.7	0.6	(0.7)
生鮮	0.5	0.6	0.5	-
冷凍	0.0	0.0	0.0	-
缶詰	0.2	0.2	0.1	-
合 計	6.0	5.6	4.7	4.8

出典：チリ共和国 SERNAP, IFOPの統計総計資料

②水産物流通の概要について

(ア) チリ共和国の水産物流通の概要（図2-2及び表2-10参照）

1990年の総供給量は5,195千トでその内の約85%に当たる4,449千トは魚粉、魚油向けの非食用加工向け、約10%の527千トは冷凍、缶詰向け等食用加工に向けられ、国内の生鮮消費は全体の約1%の60千トとなっている。



水揚げ地の港及び諸都市で20千トン消費され、40千トンはサチャイ市圏内に搬入される。全量がフィッシュミル、魚油に加工される。チリ国内各地の水揚げ港付近にある加工場で缶詰、冷凍、薫製に加工されその殆ど全量が輸出されている。

図2-2 水産物供給量の内訳

単位：千トン

詳細	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
1.種類							
魚類	4,363	4,660	5,415	4,647	5,028	6,271	5,043
軟体動物	88	89	100	108	121	110	106
甲殻類	29	21	26	30	33	24	27
その他	19	34	30	29	27	29	20
総水揚げ	4,499	4,804	5,571	4,814	5,209	6,454	5,195
海草類	175	182	124	117	168	178	229
合計	4,674	4,986	5,965	4,931	5,375	6,632	5,424
2.用途							
冷凍品	142	87	108	135	153	151	176
乾燥・塩漬	0	0	2	4	7	7	6
薫製	1	1	0	0	0	0	1
缶詰	161	156	219	244	255	318	320
その他	3	7	9	7	12	14	24
漁粉	4,094	4,384	5,075	4,269	4,597	5,752	4,449
未加工品(1)	98	169	158	155	185	212	219
- 輸出(2)	-	1	2	3	6	9	15
- 魚市場(3)	30	31	29	27	31	29	(30)
- サチャイ市(4)	6	6	6	6	8	8	8
- その他	(62)	(131)	(121)	(119)	(140)	(166)	(166)
総計(原材料)	4,499	4,804	5,571	4,814	5,209	6,454	5,195

出典：SERNAP

- (1) 総水揚げ量と加工処理された原材料との差に相当；論理的には生鮮魚貝類に当る
 (2) 生鮮産物と冷凍品 (3) サチャイ魚市場の魚貝類の量
 (4) 通常スーパーマーケット等により直接サチャイに出回る魚貝類の予想量の見積り（予想額）

図 2-3 サンチャゴ市の水産物の流通

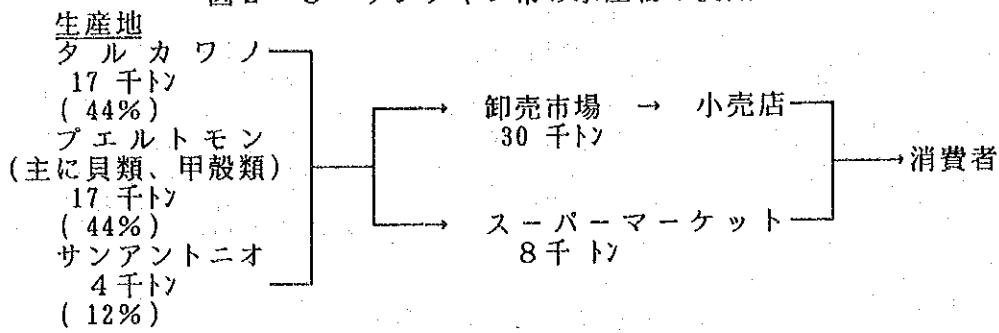


表 2-11 サンチャゴ魚市場で取引される魚貝類の総量 (1986~1989) 単位: トン

種類	1986	1987	1988	1989	平均値	割合 (%)
総計	29,070	27,302	31,613	29,536	29,380	100.0
魚類	16,368	15,150	17,009	17,030	16,389	55.8
穴子 (赤)	189	215	204	186	198	0.7
穴子 (金)	370	204	290	314	295	1.0
穴子 (黒)	712	648	875	546	695	2.4
メダイ	615	593	1,238	1,654	1,024	3.5
コルピナ(タラ類)	186	207	220	187	200	0.7
鱈	817	739	574	402	633	2.2
メルルサ	12,606	11,506	11,881	12,117	12,027	40.9
バハガーチョ	414	557	1,023	1,099	771	2.6
その他	457	481	719	525	546	1.9
貝類	12,702	12,151	14,605	12,505	12,991	44.2
ハマグリ	7,109	7,300	8,451	6,745	7,401	25.2
イガイ(大)	310	277	359	242	297	1.0
イガイ(小)	1,780	1,485	2,130	2,212	1,902	6.5
ウニ	742	769	1,054	764	832	2.8
マテガイ	1,284	1,015	819	488	901	3.1
サザ	857	717	797	809	795	2.7
その他	621	588	996	1,247	863	2.9

出典: チリ共和国政府資料

(イ) サンチャゴ市の水産物流通の概要

サンチャゴ市圏内に入ってくる水産物は年間 38 千トンとなっている。現在その主な供給先はタルカワノから 17 千トン (44%)、プエルトモント 17 千トン (44%)、サンアントニオ 4 千トン (12%) でこれら地域はサンチャゴ市より 500~1,000km 以上離れている。その輸送方法は、木製の魚箱を使用し、その上に砕氷をのせて保冷車又は冷凍車によって搬入されている。魚貝類はトラックからプラットホームに移され、台車にのせて仲買人または市場内の販売業者の区割まで運ばれる。小売業者等による競売入札は行われず、漁業者と仲買人または仲買人を兼ねた小売業者との取引は現金決済で、殆ど相対で行われる。価格は鮮度、季節的な漁獲の増減等、また輸出の対象魚種によっては国内価格も輸出市場の価格に左右され決定される。供給された水産物のうち約 30 千トン (79%) は現存の卸売市場に、残り約 8 千トン (21%) は直接スーパーマーケット等大型小売店に搬入されている。

スーパーマーケット以外の小売店の形態を見るとその総店舗数は 197 でその内訳は一般の小売り市場 81、青空市場 88、独立した販売店 25、車による移動販売となっている。サンチャゴ市民の水産物の消費を見ると低所得者層は小売市場内或は青空市場にて購入し、中層階級以上の消費者はスーパーマーケットの鮮魚、冷凍品売り場にて購入している。サンチャゴ市にある鮮魚小売店、青空販売店の数は年々減りつつあり (表 2-12 参照)、この一方でスーパーマーケットが販売量を伸ばしている。

スーパーマーケットは以前は現存卸売市場から買い付けをしていたが、現在は直接生産地より買い付けを行っている。その主たる理由は、現在卸売市場が水産物を取扱う施設としては非衛生的であること、市場に搬入されている品物の量的管理が十分でないこと、加えてサイズの仕分けが十分でないこと等からである。

現存卸売市場は第 3 章 5 で述べるように、施設及び付帯設備が老朽化しているうえ、不十分であり、水産物を取り扱う施設としては不適切なものである。

この施設の状態がサンチャゴ市における水産物消費が低迷している大きな要因であることは明白である。

表2-12 大サンチャゴ圏の各区における小売販売店の数

	年 度	Conchalí	N u n o a	Provincia	San Miguel	Santiago	合 計
市 場	1966	0	8	2	0	110	120
	1980	2	9	2	0	90	103
	1990	0	1	2	0	81	84
青空市場	1966	8	15	8	39	88	158
	1980	20	30	4	43	58	155
	1990	37	24	9	45	88	203
販 売 店	1966	17	1	4	6	33	61
	1980	6	3	0	2	12	23
	1990	11	4	13	2	25	55
車による 販売	1966	4	9	0	0	0	13
	1980	13	7	5	13	12	50
	1990	20	0	2	1	3	26
合 計	1966	29	33	14	58	243	377
	1980	41	49	11	61	161	323
	1990	68	29	26	48	197	368

出典：チリ共和国政府資料

第3章 調査と協議の内容

1. 実施体制

本計画の実施体制につき調査した結果、次の事項が確認された。

- (1) 無償資金協力の実施に於いては、経済勸業復興省を受け入れ機関とする。その監督下でプロジェクト実施に必要な措置は経済勸業復興省水産次官官房が実施機関となる。

経済勸業復興省の組織図（図3-1）

同省は中央レベルでは、経済庁と水産次官官房で構成されており、その他に、以下にあける下部機関または関連機関がある。

- 消費者サービス局
- 電気、燃料監督局
- 国家統計局
- 国家経済監督局
- 国家観光局
- 国家灌漑委員会
- 孤立地域補給公社
- 外国投資委員会
- 国営漁業公社

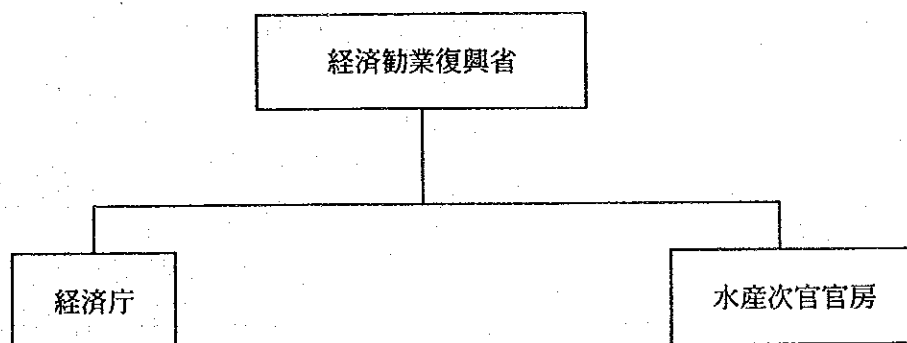


図3-1 経済勸業復興省の組織図

また、チリ国政府が本プロジェクトを実施するにあたって以下についての予算を準備している。なお、それぞれの予算項目の内容、詳細については先方に確認出来なかったが、その内容については（表3-1の注）のとおりと推定される。

表3-1 水産ターミナル、プロジェクト実施に対するチリ国政府の準備金

1) 初年度		万ペソ
①土地の購入費	93,954	
②土地の整備費	8,232	
③調整と監督（施行監理）	2,100	
④カウンターパート	4,200	
⑤プロジェクトを始めるに当たりの費用	1,260	
⑥予備費	840	
計		110,586
2) 2年度		
①調整と監督（施行監理）	3,360	
②カウンターパート	3,360	
③プロジェクト費用	4,620	
④予備費	1,260	
計		12,600
3) プロジェクトが終了しターミナルの運営が始まる時の費用		
①運転資本	12,010	
②金融資本	1,218	
計		13,230
合計		136,416

注) カウンターパート：ターミナル運営に当たって技術者を日本に派遣して技術研修を受けるが、その派遣費用（未確認）

プロジェクト費用：財団に対する出資金と考えられる（未確認）

運 転 資 本：ターミナル運営のための回転資金（短期回収可能）

金 融 資 本：貸付金（回収可能）（未確認）

出典：チリ共和国政府資料

- (2) 本計画の運営については経済勸業復興省水産次官官房及びサンチャゴ市を中心に構成されたメルカマール財団 (FUNDSION MERCAMAR) を設立しこれにあたらせる。定款によれば財団の概要は以下のとおり。

①財団は利益追求を目的としない。鮮魚又は冷蔵の海産物の卸売り市場における流通の方法や実施を組織、管理及び設定し、これにより国民に対し衛生条件の整った製品を確保するものである。生産性を高め社会利益を生み出す近代的技術の設備や機構を取扱者に使用させる。それにより特に国民全体の水産物による蛋白質の消費を促進するものである。

又、零細漁民の訓練センターを創立、維持、管理することができる。このセンターは、水産物製品の加工及び流通の場での仲介者の経営管理全般やその他の同様な業務の技術的形を高めるものである (第1条)

②財団の管理は9名からなる理事会によって行われる。理事会は以下の者によって構成される。

- (1) 漁業次官
- (2) サンチャゴ市長
- (3) 漁業次官により任命された者2名
- (4) サンチャゴ市長により任命された者2名
- (5) チリ漁業業務局長
- (6) 保健省代表1名
- (7) 計画、協力省 (MIDEPLAN) 代表1名

理事会は、その構成員の中から書記長と会計の職に当たるものを任命しなくてはならない。その任命に当たっては第6条に示す定款で行う。理事長の任務はその独自の権利として漁業次官がそれを行うものとし、副理事長の任務はサンチャゴ市長が夫々行うものとする。(第4条)

③理事会は、通常2か月に1回召集され、臨時会議は理事長の発案、又その構成員のうち5名以上の要請により招集される。会議の招集は、財団の理事自身により登録されている住所へ書留郵便で行われる。(第6条)

④理事会は法務省に対し、法律が定めるところに従って定期的に財団の活動状況報告及び総括と経済状況について報告しなければならない。又理事の氏名及び財団本部の所在地を記載した名簿を提出する。(第8条)

⑤理事会は、当定款に従って財団上部の運営管理責任を持つ。(第10条1部)

⑥財団の管理実行は、取締役の任務であり、取締役は理事会がその目的のために

招集する臨時会議で6名以上の理事による多数決で任命、解任がなされ、この取締役の権利については第10条C項に述べる範囲で、理事会が明らかに任命するものとする。(第12条)

⑦以下のことは、理事長が特別に対応する事柄である。

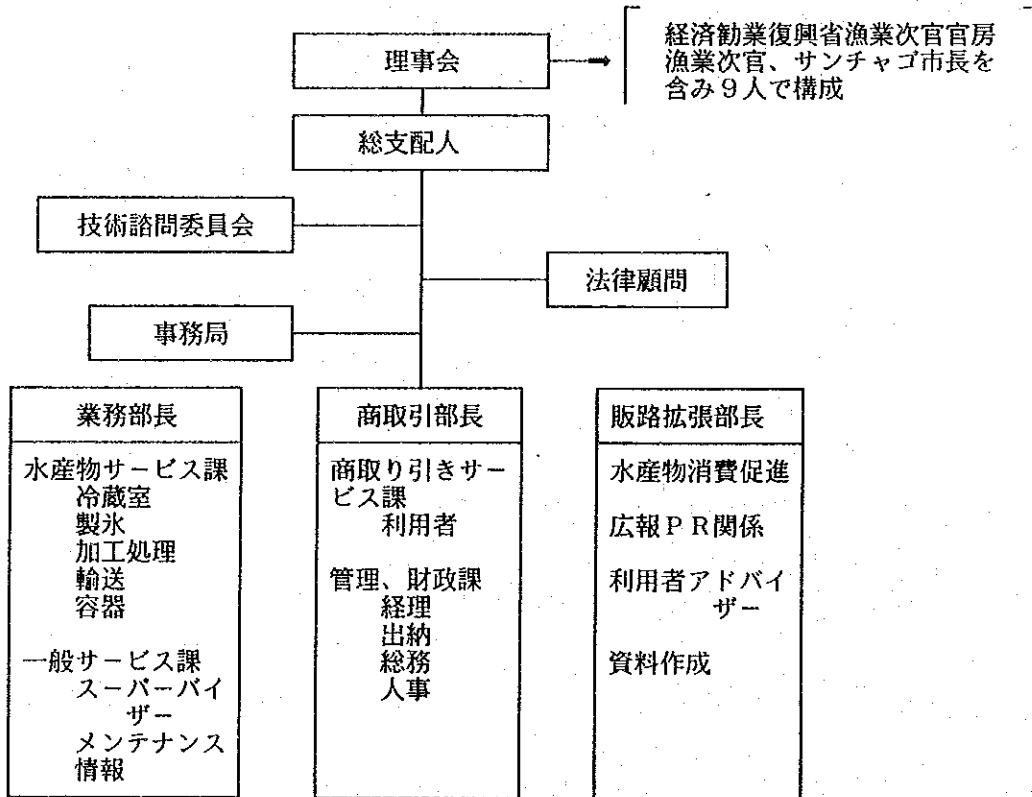
- ・理事会に、財団の年間予算と業務全体の報告を提出すること。
- ・定款や規則、理事会の決定事項が忠実に実施されているか監督すること。
- ・適当だと思われる作業委員会を提案し、各委員会の責任者を提案すること。

⑧会計は、財団の経理と財団の最新で正確なその財産目録を維持するものに対し責任をもつ。又収支勘定作成を監督し、銀行口座預金や財団名義の預金を開設この口座に対し理事長及び会計又は理事会が任命する者は小切手の振り出しが行える。(第16条)

⑨財団の定款の変更又は追記は、いかなる変更案であっても漁業次官及びサンチャゴ市長の許可を前もって文書で得ておかなければならない。(第18条の1部)

市場の運営には、35名の職員を運営本部、業務部、商取引部、販路拡張部の4部に分けて当たることとしている。

メルカマール財団の組織図



財団職員の業務内容は上記3部門に分かれ、配置される。

表3-2 財団職員の配置

部 門	管 理 職	専門職・技術職	職 員	補 助 員	合 計
運 営 本 部	1	1	1	1	4
業 務 部	1	13	2	1	17
商 取 引 部	1	3	4	1	9
販 路 拡 張 部	1	3	1	0	5
合 計	4	20	8	3	35

出典：チリ共和国政府資料

2. 要請の内容

チリ共和国政府は、水産物の国内消費量の拡大、かつ供給源である零細漁業の振興を図るため、近代的で合理的な流通システムを構築していくことを重要課題とし、今回その一環として老朽化等が著しく水産物流通上支障をきたしているサンチャゴ市水産卸売り市場の改良を図るため、具体的には以下の施設建設及び機材の供与を要請してきている。

本施設の要請にあたりチリ国側はロンドン、マドリッド、パリ、ブエノスアイレスの卸売り市場を調査し、その中で最も自国に合いそうなマドリッドの市場をモデルとして本要請の計画根拠としている。

要請書においては施設・設備・機材リストが施設毎に整理されていないため、チリ国側に確認の上、下記の通り整理した。

施設の番号は図3-3配置図による

施 設	付帯設備・機材
1. ターミナル（魚市場）	
1) 荷捌きプラットホーム（仕入人用）	
2) 店舗	
A. 大型ブース 32 スペース	
2階建て 130 m ²	0℃冷蔵庫 5 ton
（1階 65 m ² 売り場・冷蔵庫）	小さな倉庫 床排水
（2階 65 m ² 事務所）	貸し金庫
	電話・電源・FAX
	水道・便所・事務所
B. 中型ブース 48 スペース	
1階建て 24 m ² 線による区画	金属製小屋
	天井より電源・FAX
	電話・水道・床排水
	同上
C. 小型ブース 32 スペース	
1階建て 16 m ² 線による区画	
3) 通路 巾員 6 m	
4) 冷蔵・冷凍装備 0℃ 120tonと60ton	
-20℃ 60ton	
冷凍トンネル 2.5ton / 4時間	
製氷機 15ton / 日 2台	
貯水庫 30ton 2室	

5) 魚介類処理サービス
4ヶ所 各 10～15人 箱置場、

給排水設備、殺菌灯

6) マーケット情報サービス
情報処理室 (コンピュータールーム)

電光掲示板

7) 事務所及びサービス部門

- A. ターミナル管理事務所
- B. ターミナル従業員更衣室 男
ターミナル 女
- C. ターミナル 更衣室 男
ターミナル 女
- D. ターミナル 休息室 男
ターミナル 女
- E. ターミナル 集会室
- F. ターミナル品質管理
- G. ターミナル衛生検査室
- H. ターミナル禁漁品検査官室
- I. ターミナル利用者用自動販売機 2ヶ所
- J. ターミナル利用者用公衆電話 7ヶ所
- K. ターミナル利用者用公衆便所 男女
- L. ターミナル従業員便所 男女

電話引き込み

2. 衛生検査所

ターミナルの門の外側の駐車場に隣接して設置し、
ターミナル搬入前の段階で衛生検査を行う施設

3 a. 管理販促用のエリア

- 1) 管理事務所人数 14名
- 2) 所長室
- 3) コンサル室
- 4) 会計主任室
- 5) 集会室 200人
- 6) ミーティングルーム 10人
- 7) 便所 男女

3 b. サービス用オフィスエリア

- 1) 商取引用オフィス (2)
 - A. 銀行
 - B. テナント用貸し事務所

- 2) 電信・電話・通信室
郵便局
 - 3) 従業員用売店
従業員を対象とした雑貨店
 - 4) 小売用店舗 (5)
一般客を対象とした魚小売り店
 - 5) 店舗 (8)
魚の半製品、冷凍品
 - 6) 業者事務所
テナントの連絡事務所及び運送会社・スーパーマーケット
の担当者事務所として1室1～2人のもの
4. 一般的なメンテナンス
施設・営繕施設
 - A. 作業所
 - B. 工具置き場
 - C. パーツ置き場
 5. プラスチックケース貸し出しセンター
 - A. 収納倉庫
 - B. 洗浄室
 - C. 回収ケース置き場
 - D. 出入管理事務所
 6. 倉庫
区画された15～20㎡の倉庫を50室持ち、業者の
備品等を入れる
 7. 運搬用車両等の給油・洗車施設
 8. レストラン
カフェテリア
 9. ドライバー宿泊施設 15人位
 10. 水族館
 11. プラットホーム
大型ブースの荷捌き場

電話・FAX

木工・機械

自動洗浄装置

12. 荷降ろしプラットフォーム
中、小ブース用積み降ろし場
貯水室 30ton 1室

製氷機 15ton/日 1台

13. 駐車場（長短期の駐車）

14. 駐車場（長短期の駐車）

15. 車輛

1) ターミナル内業務用

- A. ターミナル内管理用小型トラック
- B. 清掃やゴミ箱の回収車
- C. 荷物の積み降ろし用フォークリフト
- D. 手押し台車
- E. ターミナル内荷物運搬車

2) 運搬車

- A. 冷凍車、大型車

15. その他

- 1) 非常用電気及び水（火災用）
- 2) ゴミと汚水処理施設
- 3) 保安要員詰め所
- 4) 一般清掃用器具置き場
- 5) 非常用発電施設

非常用発電機
同上燃料タンク

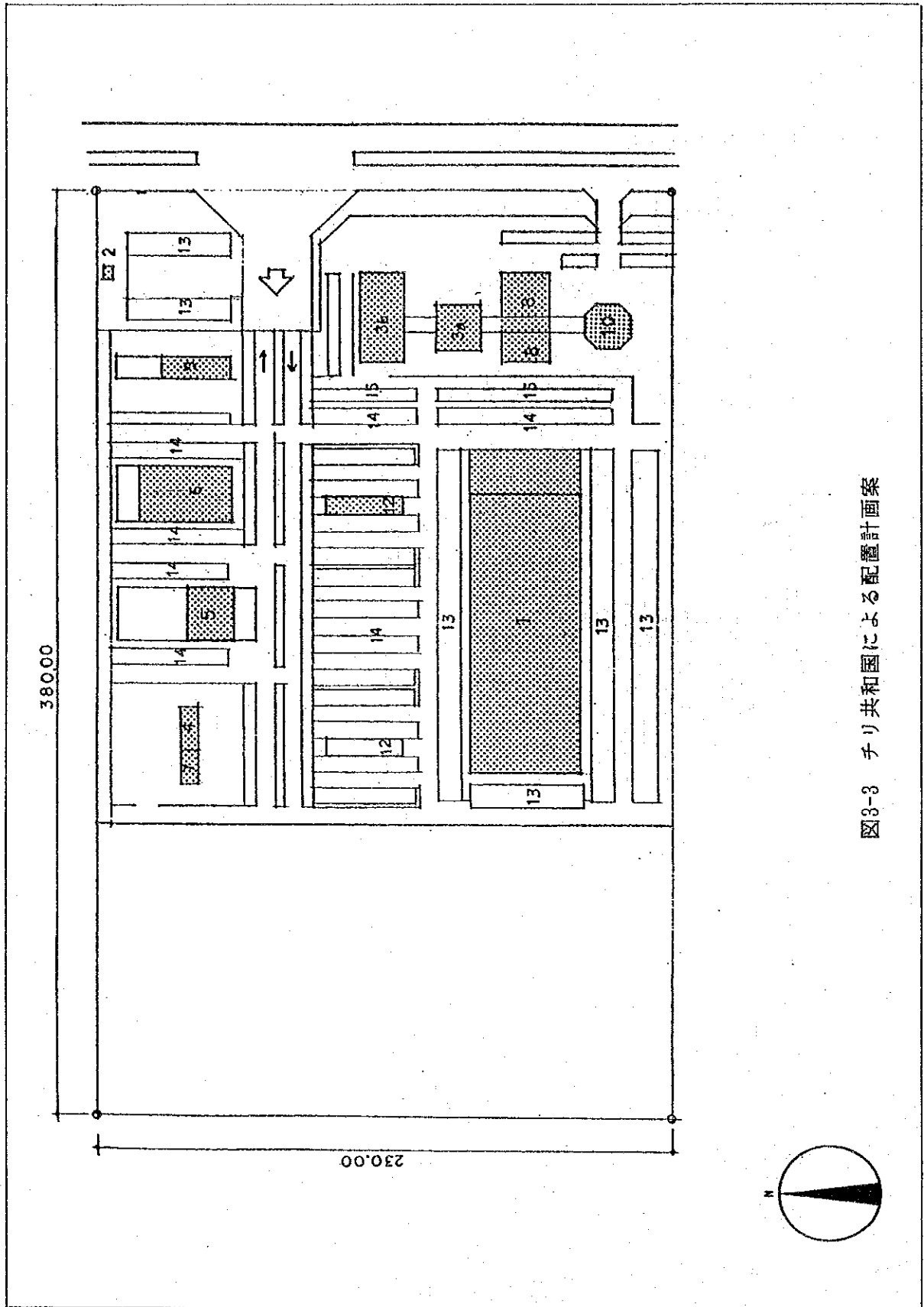


図3-3 チリ共和国による配置計画案

3. 運営計画の内容

チリ国側は卸売り市場が完成すれば、現在スーパーマーケット等が行っている市場外流通は、市場流通物の品質、規格面の改善がなされることにより市場流通に組み込まれると予想している。この点に関し、調査期間に2社のスーパーマーケットの代表と会い、この件に関し質問したところ、スーパーマーケット側は流通物の改善等がなされれば市場からの買い付けを再開する意向があるとのことであった。

また新市場での取扱量については、現在のサンチャゴ市全体の供給量は約4万トであるが、流通面の改善がなされ消費が増大することと、所得及び人口の増加も加味して新市場開設後は、年6%伸びるものと予想し、5年後には5万5千ト、今世紀末には7万トになるとしている。

市場の全体の運営は、前述のメルカマール財団が行い、消費内部輸送、衛生サービス、給油等は私企業に運営させることとしている。

新市場開設に合わせて、これまで問題であった搬入物の衛生、規格面の問題を解決する具体策として、現在の主流である木箱での流通を廃止し、市場側が用意するプラスチックケースでの流通を計画している。この運用方法については未だ詳細について検討されていない。

市場運営に係る経費については、表3-3に示すように予想を立てている。

表3-3 チリ国側が作成した首都圏水産物市場運営についての収支予算

(収入)

				(千円)
1年当りの取扱量 店舗カバレッジの占有量				55,000 100%
A) 店舗の賃貸料 (面積)	店舗数		1月当たり賃貸料	
大型ブース (65m ²)	32		\$621,000	238,464
中型ブース (24m ²)	48		\$115,000	66,240
小型ブース (16m ²)	32		\$ 76,000	29,184
計	112			333,888
B) 氷の販売	入荷量の1/3の氷を必要とする		1kg 当たり 20M\$	110,000
C) 保冷庫の賃貸料	全体の入庫量に対する利用率			
冷蔵庫	15.0%	\$5/Kg		41,250
冷凍庫	1.5%	\$10/Kg		8,250
冷凍トンネル	1.5%	\$20/Kg		16,500
計				66,000
D) 通行料及び 駐車料金			1日当りの通行台数	
大型トラック		40	初め1時間	
小型トラック		400		
自家用車		200		
大型トラック	平均予想時間	\$1,500	初め1時間	18,600
〃	5.00	\$500	2時間目から	31,000
中型トラック		\$1,000	初め1時間	124,000
〃	3.00	\$300	2時間目から	111,600
自家用車		\$400	初め1時間	24,800
〃	1.50	\$200	2時間目から	18,600
計				328,600
E) 店舗賃貸料	数	面積 m ²	m ² 当りの賃貸料	1月当り
サブイチャスタ	2	6 m ²		\$37,584
商店	8	15 m ²		\$58,725
小売店	5	30 m ²		\$117,450
小型スーパー、雑貨	1	100 m ²		\$391,500
加工処理場	4	32 m ²		\$250,560
事務所	15	20 m ²		\$40,716
計				稼働率70% 8,419
				7,329
計				34,003

単位：1 US\$ = 420円 1円 = 0.26円

F) 倉庫賃料		m ²	m ² 当りの賃料	月当りの賃料		
倉庫賃料計	50	20	0.20	\$31.00		18,600
G) サービス委託料 (権利譲渡料)		m ²				
サービス委託料		100			6,546	6,546
カフェテリア		250			7,752	7,752
レストラン		400			12,403	12,403
洗濯		200			2,756	2,756
銀行、ロッカー使用料		120			3,721	3,721
内部運搬					5,000	5,000
清掃の収集					5,000	5,000
銀行(2)		120			3,101	3,101
通信サービス		120			3,101	3,101
宿泊(20人)		300			9,302	9,302
計						58,682
洗じょう機で洗っている数量を除く 28,388 ケが対象となる						
H) プラスチックケース使用料			8ヶ × 28,388 ケ × 310 = 70,400ヶ			
			使用料 \$8.00			70,400
I) 水族館入場料		1週間当りの入場者数		入場料		
大人入場料			150	\$500		3,300
小人 "			350	\$300		4,620
合計						1,028,123

プラスチックケース必要箱数

7,097 × 5 = 35,485 (ネット 25kg入り)

1日当りの使用量 7,097

トラック、小売から戻って来る量 14,194

陳列数量 7,097

洗滌機で洗っている数量 7,097

必要箱数 35,485

(支出)

A) 給料、社会保険料(35人分)	月当り		
給料	\$7,396		88,747
保険料	\$1,479		17,748
計			106,495
B) 一般経費 → 変動費	月当り		
電気代(最大を計算した)	\$5,000		60,000
上下水道	\$450		5,400
管理部門の通信費、電話代	\$250		3,000
その他	\$4,500		54,000
計			122,400
C) 補修、修理費	\$4,330,900 (月当り)	1.5%	64,964
		(メンテが必要な設備の1.5%)	
計			64,964
D) 経費	\$1,500		18,000
計			18,000
E) 守衛費	(整備会社に委託する)		
予備費、販売拡張費	\$2,000		24,000
水族館を含む			
計			24,000
F) 保険料、固定費	評価価格 (評価価格は実際の価格の半分とした)		
建物	\$2,479,750	0.75%	18,598
機材及び車輛	\$1,606,150	2.50%	40,154
事務機材(コンピューター)	\$245,000	2.00%	4,900
計			63,652
G) 税金(固定資産税、 土地イワラ、基盤的もの)	\$1,665,675	2.00%	33,314
支出合計			432,824
減価償却費			
a) チリ側工事の減価償却	20年	20.00%	2,744
b) 日本の工事の "	20年	20.00%	99,190
c) 機材 "	10年		67,200
d) "	5年		235,830
計			404,964

償却率 20%については確認の必要あり

以上により

収入総額 1,028,123 千円

支出総額 432,824 千円

差引き 595,299 千円 の黒字を見込んでいる(但し、減価償却費404,094 千円は含まず)。

収支予想補足説明

(収入)

1年当りの取扱量は 55 千トとする（5年後）。

1年間に 310日営業する。

A) 店舗の賃貸料

大型ブース、 32 店舗（面積 65 m²）、1月当りの賃貸料 = 621千円

年間賃貸料 621千円 × 12 月 × 32 = 238,464 千円

中型ブース、 48 店舗（面積 24 m²）、1月当りの賃貸料 = 115 千円

年間賃貸料 115千円 × 12 月 × 48 = 66,240千円

小型店舗、 32 店舗（面積 16 m²）、1月当りの賃貸料 = 76 千円

年間賃貸料 76 千円 × 12 月 × 32 = 29,184千円

店舗賃貸料の年間合計 = 333,888 千円

B) 氷の販売

水産物入荷量の1/3が氷を必要とし、氷の販売価格は 1 Kg = 20 千円

氷は魚の重量に対し 30 %を使用する。

55 千ト × 1/3 × 30 % × 20 千円 = 110,000 千円

C) 冷凍、冷蔵庫の賃貸料

冷蔵庫Kg当りの賃貸料（入荷量の 15 %が利用する）

55 千ト × 15 % × 5円 = 41,250 千円

冷凍庫Kg当りの賃貸料（入荷量の1.5 %が利用する）

55 千ト × 1.5% × 10 円 = 8,250千円

冷凍トンネル kg 当りの賃貸料（入荷量の 1.5%が利用する）

55 千ト × 1.5% × 20 円 = 16,500 千円

冷凍、冷蔵庫の賃貸料合計 = 66,000千円

D) 通行料及び駐車料金

①大型トラック、平均予想時間（駐車を含む）6時間、

初めの1時間の料金は1.5千円、2時間目から500円

1日当り40台、310日間

$1.5 \text{ 千円} \times 1 \text{ 時間} \times 40 \text{ 台} \times 310 \text{ 日} = 18,600 \text{ 千円}$

$500 \text{ 円} \times 5 \text{ 時間} \times 40 \text{ 台} \times 310 \text{ 日} = 31,000 \text{ 千円}$

大型トラック合計 = 49,600千円

②中型トラック、平均予想時間（駐車を含む）4時間

初めの1時間の料金は1千円、2時間目から300円

1日当り400台、310日間

$1 \text{ 千円} \times 1 \text{ 時間} \times 400 \text{ 台} \times 310 \text{ 日} = 124,000 \text{ 千円}$

$300 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} \times 400 \text{ 台} \times 310 \text{ 日間} = 111,600 \text{ 千円}$

中型トラック合計 = 235,600千円

③自家用車、平均予想時間（駐車を含む）2.5時間

初めの1時間の料金は400円、2時間目から200円

1日当り200台、310日間

$400 \text{ 円} \times 1 \text{ 時間} \times 200 \text{ 台} \times 310 \text{ 日間} = 24,800 \text{ 千円}$

$200 \text{ 円} \times 1.5 \text{ 時間} \times 200 \text{ 台} \times 310 \text{ 日間} = 18,600 \text{ 千円}$

自家用車合計 = 43,400千円

E) 店舗賃貸料（施設使用料）

①サンドイッチスタンド、2ヶ所

$37,584 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 2 = 902 \text{ 千円}$

②商店、8ヶ所

$58,725 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 8 = 5,638 \text{ 千円}$

③小売り店、5ヶ所

$117,450 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} \times 5 = 7,047 \text{ 千円}$

④小型スーパー、雑貨、1ヶ所

$$391,500\text{円} \times 12\text{月} \times 1 = 4,698\text{千円}$$

⑤加工処理場（処理場の70%が稼働する）4ヶ所

$$250,560\text{円} \times 12\text{月} \times 4 \times 70\% = 8,419\text{千円}$$

⑥事務所、15ヶ所

$$40,715\text{円} \times 12\text{月} \times 15 = 7,329\text{円}$$

G) サービス委託料（権利譲渡料）

権利の譲渡になるので普通料金の2倍とした。

* 店舗賃貸料1年間合計 = 34,003千円

4. プロジェクト サイト

サイトの調査は 5月11日と 5月19日の 2回行ない、1回目は敷地の位置関係の調査をし、2回目はインフラ関係の調査を行なった。

- (1) 建設予定地は市中心部より南へ向かうパンアメリカン・ハイウェイと外環状線のクロスしたインターチェンジに接し、市中心より南へ向かって右側の外側に位置している。敷地の南と西側は住宅予定地となっており、東側にパンアメリカン・ハイウェイ、北側は環状道路となっている。

5月11日サイト視察の際、現地では巾 160m×350m 一部角切りがある平坦な土地との説明を受けたが 5月24日受領した実測図(図3-4)では、最大巾 125m、狭いところで 65m、長辺方向 600mあり、敷地勾配も 1/100と大きな違いがあり、「チリ」側より提出された施設配置では実測図にはいりきれない状況である。

実測図の受領も帰国前日であったため上記違いについて「チリ」側に確認できなかった。

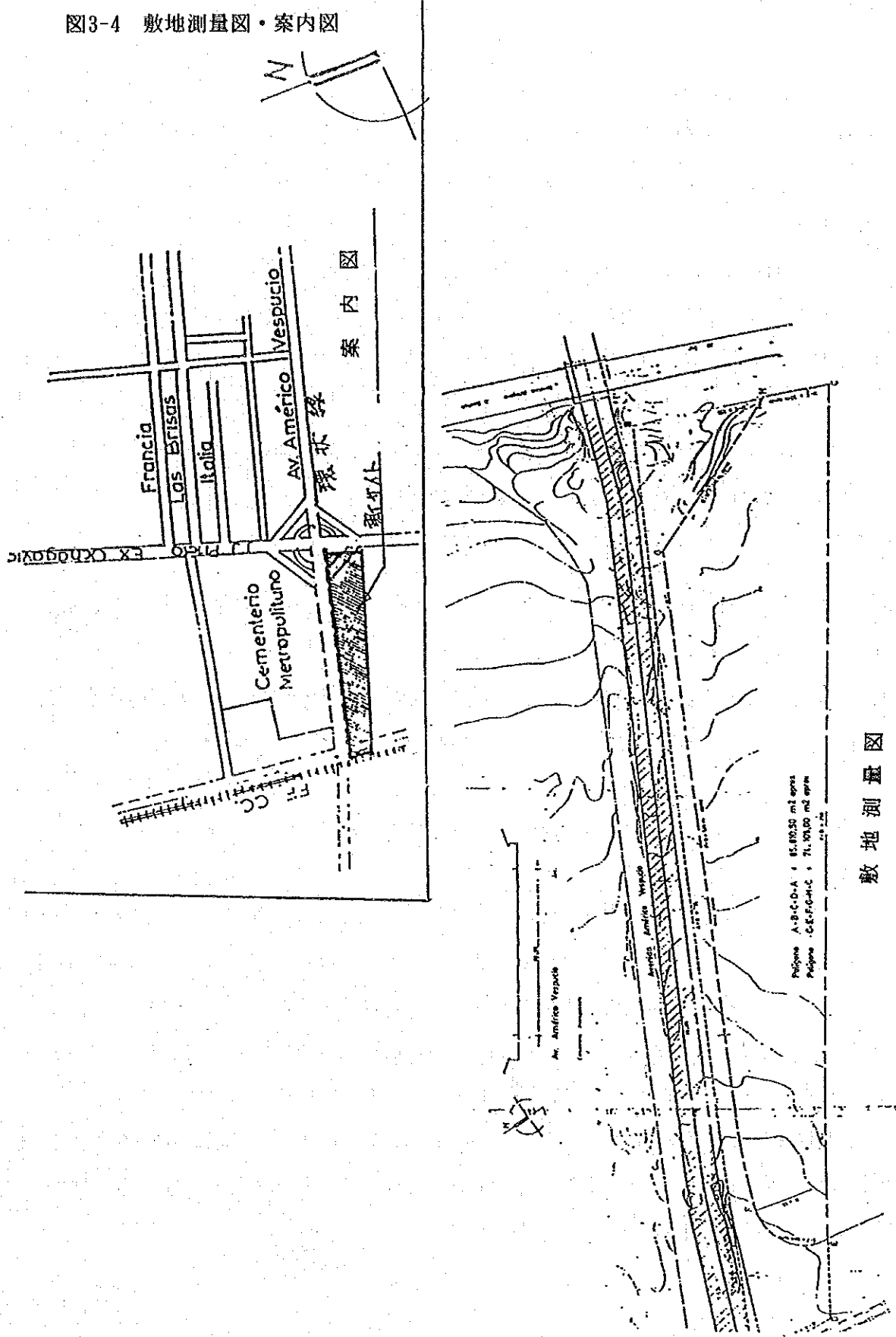
地質は表土から 1mはシルト層でそれ以下は玉石混ざりの砂利層である。従って、本施設規模の重量には充分耐えられる地層と判断されるが、サイトの長辺が 600mと長いのでB/D時には 3ヶ所程度のボーリング(深さ10m)調査が必要となる。

また、施設建設に伴って必要とされる給水及び電気、電話はパンアメリカン・ハイウェイ添いに隣地まできており、排水については本敷地内に排水枡が設置されており排水管は外環状線添いに50m間隔に設置されている排水枡に接続している事を確認した。

- (2) サイトの収容状況

現在の建設予定地の所有者は、住宅・都市計画省であり、チリ側大蔵省により漁業省への移管手続きを進めているところである。

图3-4 敷地測量図・案内図



5. 既存市場の現状

サンチャゴ市既設水産物卸売り市場の現状

既存のサンチャゴ卸市場は、市の中心部に近い住宅地に位置し、四方を道路に囲まれた台形の土地（図3-5）の中にあり北側は道路を挟んで公園となっており、東・南西側は住宅地となっている。

卸市場の敷地面積は 4,120㎡、施設面積は 2,614㎡、建物は約60年前に建てられた倉庫を改修したものである。構造は、床・柱が鉄筋コンクリート、壁面は煉瓦造り、屋根トラスは鉄骨、屋根は大波石綿板葺となっている。施設全体に老朽による破損箇所が見られ、特に屋根はスレートの破損による穴が空いており、雨の吹き込む状況となっている。

施設の利用状況は、全施設フル活用されており特に店舗部分では場内の床にペンキで区画を描き各業者の出店位置を決める事により場内整理をしているこの店舗間の通路は 2.5～3.0mとなっている。各区画の大きさと数は下記の通り。

2.8m × 2.0m = 5.6㎡	32店	179.2㎡	16㎡ × 32 = 512㎡ (2.9倍)
3.0m × 2.0m = 6.0㎡	26店	156.0㎡	24㎡ × 48 = 1,152㎡ (4.0倍)
2.8m × 6.0m = 16.8㎡	1店	16.8㎡	65㎡ × 32 = 2,080㎡ (3.9倍)
計	59店	352.0㎡	112店 = 3,744㎡

この他、場内に入れない出店者は南側路上（歩道）に出店しておりその数は漁獲季節によって10店～25店に変化するとの事である。

施設の古さ、冷蔵庫(100㎡)の欠陥（冷蔵庫は故障して使用されていない）、取引を行う場所の照明設備の不足、販売センターの狭さ、給水、配電等の機能も不十分である。排水に関しては排水施設及び排水処理施設が設置されておらず、随所に水溜まりが見受けられ、その床の上に直に魚介類が置かれており、不衛生で水産物流通施設としては充分機能している状況とはいえない。また、施設の前面は巾員14.5mの歩道付きの道路があり、裏側にも巾員12.5m歩道付きに接しているが、市場としての駐車場スペースは（小型車両 5台、大型車 2台分）と少なく、運搬車両の大部分は施設周辺の路上で積み降ろしを行っており、極めて危険であり、一般車両の通行の妨げになっている。

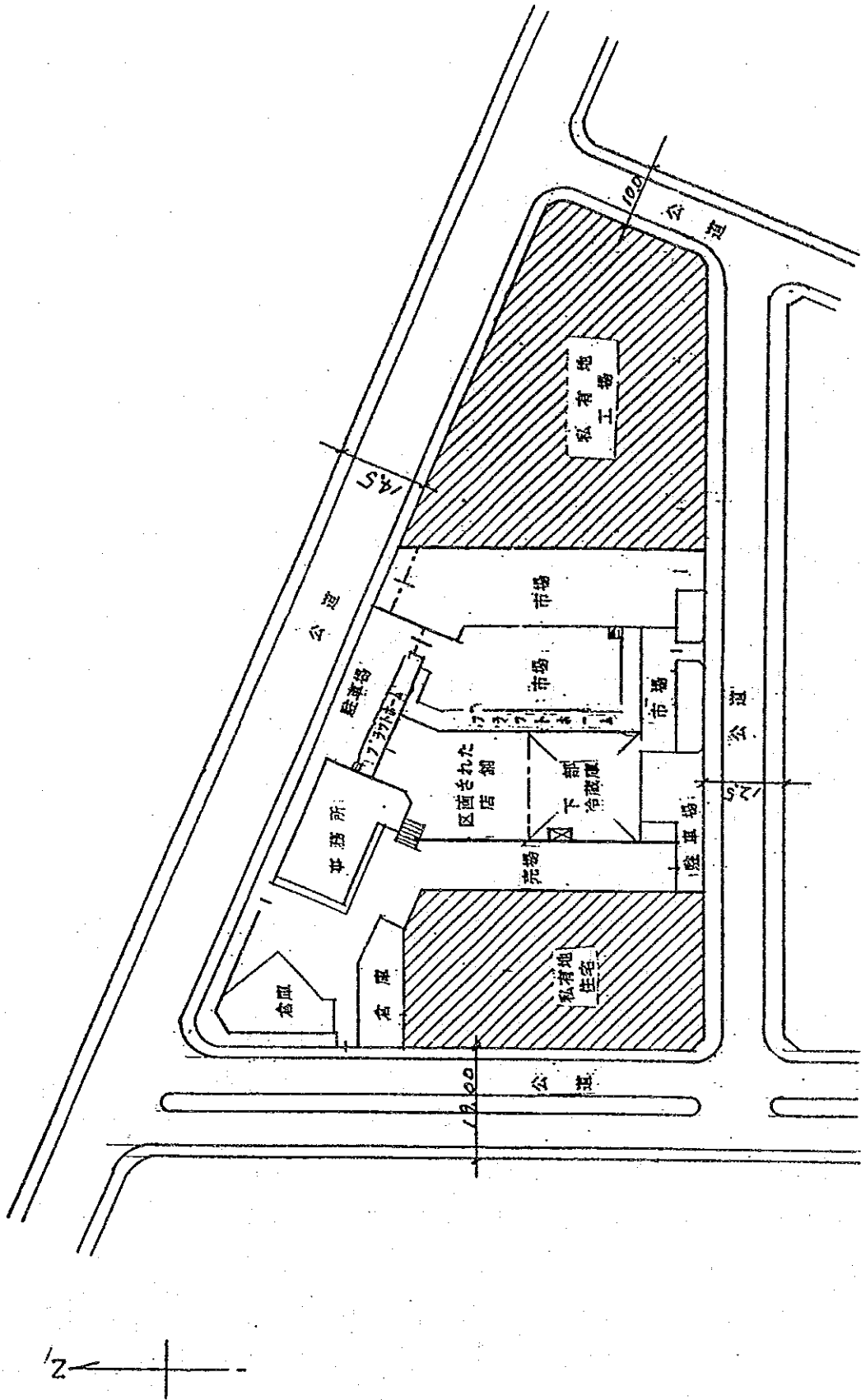


図3-5 現市場配置図 S1:1000

6. 建設法規等

プロジェクトに関する建築法規、都市計画等について調査したところ以下の事項について確認した

①当サイトはサンチャゴ市都市計画において、工業地域 I - 2 の中にあり、「無害で騒音のある施設」工業の設置を認めている。

②最大建築可能面積率

プロジェクトが工業または貯蔵と考慮された場合、建坪率は土地の70%を占めることが可能であり、建築係数は「2」である。

作業場、またはそれに類似する施設と考慮された場合は80%の占有率で、建築係数は、「2.2」となる。

③高さの上限

ロ・エスペホ建設局に問い合わせたところ、建物の高さについての制限は無いとのことである。

④ロ・エスペホ建設局管轄地での建築許可について

a. プロジェクトの正確な情報を備えた基本的な青写真の承認が必要

b. その後、基本的に建築図面と構造物の見積りの記載がある最終プロジェクト計画図書の提出が必要

本プロジェクト計画にかかわる省庁は下記と考えられる。

Servicio Regional Ministerial del Ministerio de la Vivienda y Urbanismo

(住宅都市計画省地方業務局)

Ministerio de Obras publicas, en sus aspectos de vialidad

(建設省・一道路に関して)

運輸省 (アクセスの簡便さ及び都市におけるインパクトについての検討)

保健局 (環境保健局：水産物ターミナルの衛生検査を行う)

⑤チリ建築家協会または関連する機関に登録されていない専門家でもプロジェクトの認可申請ができるか？

ロ・エスペホ市建設局に問い合わせたところ、国家機関に登録し認められた専門家ではなくてはいけないとの回答を得た。そのためには、建築家またはエンジニアの証明書資格書の写しを提出しなくてはならない。

⑥申請料等の計算方法

建築許可手数料に関しては、次のような計算方法による。

a. 事務所及び設備用の小屋、建屋などの建築面積に対して料金を支払う。

1993年 6月までは小屋の額の 1.5%を平米当たり33,098ペソ、約 81.72米ドル (1米ドル=405ペソ) の基本額と共に支払う。

事務所及び設備の額の 1.5%を平米当たりU2,787ペソ (U=物価指数が決められている建設の場合の値い)、約278.50米ドル (1米ドル=405ペソ) の基本額と共に支払う。

米UPとは、チリにおけるインフレ調整可能進行ユニットの単位であり

	1991年9月	1993年5月
1 UP =	7,830ペソ	9,600ペソ
1 US\$ =	350ペソ	420ペソ

で計算されている。

第4章 要請内容の検討

1. 実施体制の検討

本計画の運営は、新規に組織したメルカマール財団に任せるということであるが、定款によりその活動の主旨を調査したところ問題はないと思われる。しかし、組織の人員配置については、本章3. 運営計画の検討で指摘する事項を含め、運営方法につき協議した上で決定すべきと考える。

また、本計画予定サイトは住宅土地計画省の所有地であり、現在その所有権を経済勸業復興省に移管する手続きを進めているとのことであり、土地の取用については問題なく進行するものと思われるが、基本設計調査時に再度確認する必要があると考える。サイト、施設及び設備の所有権の帰属については、本来、経済勸業復興省にあるべきものとするが、先方から提出された本計画の運営収支に施設及び設備の減価償却費が盛り込まれており、財団設立後はこれらの所有権を財団に移すことをチリ側が考えている可能性がある。この件については事前調査団派遣中に確認できなかったため基本設計調査時に確認の必要がある。

水産物ターミナル実施に対し、チリ国政府は初年度 110,586万ペソ、2年度 12,600万ペソ、プロジェクト終了時 13,230万ペソの計136,416万ペソを準備している（表4-1参照）この内、チリ国側が負担する工事費など 115,416万ペソは将来国庫への償還を考えている。償還不可能な費用（21,000万ペソ）の内訳は、①施工監理費、②チリ側カウンターパート、③プロジェクトを始めるに当たっての費用、④予備費等である。

2. 要請の内容

施設及び設備	規模の検討事項
<p>1. ターミナル（魚市場）</p> <p>1) 荷捌きプラットホーム（巾員 6m） （仕入入用）</p> <p>2) 店舗</p> <p>A. 大型ブース(取扱量/日 3.05ton) 32 スペース 2階建て 130 m² （1階 65m² 店・冷蔵庫） （2階 65m² 事務所） 0℃冷蔵庫 5ton 小さな倉庫 床排水 貸し金庫 電話・電源・FAX 水道・便所・事務所</p> <p>B. 中型ブース(取扱量/日 1.13ton) 48 スペース 1階建て 24 m² （線による区画） 金属製小屋 天井より電源・FAX 電話・水道・床排水</p> <p>C. 小型ブース(取扱量/日 0.75ton) 32 スペース 1階建て 16 m² （線による区画） 金属製小屋 天井より電源・FAX 電話・水道・床排水</p>	<p>市場のホームの巾員 6mは大き過ぎるため縮小の必要性あり。</p> <p>ブース数の設定</p> <p>現市場には 100店の卸業者が入っており、全体の取扱量は 1日当たり約 96.0tonであり、店舗当たり取扱い量の内訳は下記の通りである。</p> <p>取扱量の多い店（3ton/日） 10店 取扱量の中位の店（1ton/日） 60店 （場外で販売している） 取扱量の少ない店（0.2ton/日） 30店 （場内の区割りの中で販売）</p> <p>要請による 112店舗の数は将来取扱量が倍増した場合、12店舗の増は適当な店舗数と判断するが、ブースの数の設定については、現市場における実態と大きく異なる事から再検討を必要とする。</p> <p>また、各ブースの面積に付いては現市場の大きな区画で18m²、小さな区画で 5.6m²となっており、面積的に大き過ぎると思われるので再検討の必要がある。</p> <p>大型ブース併設の冷蔵庫については、ブースの予想 1日当たり取扱量をは 3.05tonとしているのに比べ容量を5tonとしており過大と思われる。また、他に全体利用の冷蔵庫180tonの設置も予定しており、施設全体の冷蔵容量は 340ton となる。この量は施設全体の予想取扱量5.5万ton（170ton/日）の 2日分に当たり過大である。そもそも個別店舗に冷蔵庫を設置することは、経済面で問題があると思われるところ、施設全体の冷蔵庫の容量・配置については再検討の必要がある。</p> <p>貸金庫については 3 b. 1) に銀行が入るため必要性は無いと判断する。</p>

- 3) 通路 巾員 6 m
- 4) 冷蔵・冷凍設備
 0 °C 120tonと60ton
 -20 °C 60ton
 年間に 3ヶ月しかない漁期の魚介類の保存用 (加工、アジ、サケ類)
 冷凍トンネル 2.5ton / 4時間
 製氷機 15ton / 日 2台
 貯水庫 30ton 2室
- 5) 魚介類処理サービス
 4ヶ所 各 10~15人 箱置場
 給排水設備、殺菌灯
- 6) マーケット情報サービス
 情報処理室 (コンピュータ-ム)
 電光掲示板
 電光掲示板は当日の取扱量の掲示と、将来競売を行うときに使用する事を目的としている。
- 7) 事務所及びサービス部門
- A. ターミナル管理事務所 14名
 5つの個室と 9名の入れる事務室
- B. ターミナル従業員更衣室 男
 ターミナル 女
- C. ターミナル シャワー室 男
 ターミナル 女
- D. ターミナル 休息室 男
 ターミナル 女
- E. ターミナル 集会室
 30名の業者用の集会室
- F. ターミナル品質管理
 検査官 1名
- G. ターミナル衛生検査室
 検査官 1名
- H. ターミナル禁漁品検査官室
 検査官 1名
- I. ターミナル利用者用
 サト イチスカト 2ヶ所

通路巾 6mは自動車 2台の擦れ違いが出来る程広く、フォークリフトを使う事を考慮しても最大 3.0~3.6m以下で十分と考える。

前述の通り

使用目的・方法につき再度確認の上、設備の必要性につき再検討の必要あり。

同上

予想取扱量の再検討とともに能力の規模設定につき再検討の必要あり。

3 a の従業員食堂に合設するため不必要と考える。

- J. ターミナル利用者用公衆電話ゾーン
電話引き込み
- K. ターミナル利用者用公衆便所 男女
- L. ターミナル従業員便所 男女

2. 衛生検査所

ターミナルの門の外側の駐車場に隣接して設置し、ターミナル搬入前の段階で衛生検査を行う施設

常駐者 2名、深夜の作業となるので簡易宿泊の出来るもの。

3 a. 管理販促用のエリア

- 1) 管理事務所人数 14名
- 2) 所長室 1名
- 3) コンサル室 1名
- 4) 会計主任室 1名
- 5) 集会室 200人
- 6) ミーティングルーム 10人
- 7) 便所 男女

3 b. サービス用オフィスエリア

各25㎡位のもの

- 1) 商取引用オフィス (2)
 - A. 銀行
 - B. テナント用貸し事務所
- 2) 電信・電話・通信室・郵便局
電話・FAX
- 3) 従業員用売店
従業員を対象とした雑貨店
60㎡位のもの
- 4) 小売用店舗 (5)
一般客を対象とした魚小売り店
15~18㎡位のもの
- 5) 店舗 (8)
魚の半製品、冷凍品
1店当たり15㎡位

- 6) 業者事務所 (15)
 以下の連絡事務所及び運送会社・
 スーパーマーケットの仕入部門の担当者事務
 事務所として1室1～2人のもの
 1事務所当たり12～15㎡のもの
4. 一般的なメンテナンス
 施設・営繕施設
 A. 作業所
 木工・機械
 B. 工具置き場
 C. パーツ置き場
5. プラスチックケース貸し出しセンター
 漁獲物の流通を企画化、衛生面の向上
 を図るために導入を計画しているプラス
 チックケースの貸し出しセンター
 A. プラスチックケース
 B. 収納倉庫
 C. 洗浄室
 自動洗浄装置
 D. 回収ケース置き場
 E. 出入管理事務所
6. 倉庫
 区画された15～20㎡の倉庫を50室持
 ち、業者の備品等を入れる
7. 運搬用車両等の給油・洗車施設
8. 従業員用食堂 200人
9. ドライバー宿泊施設 15人位
10. 水族館
11. プラットホーム
 大型ブースの荷捌き場

プラスチックケースの導入の意図は理解できるが、ケースの運用計画が固まっていないので計画完成後に再検討する必要がある。

協議の結果レストランは先方が要請を取り下げ、カフェテリアを従業員食堂とする事となった。

本調査団との協議で取り下げられた。

チリ政府が技術・運営面での実現性を再検討しその結果を日本政府に通報する

12. 荷降ろしプラットホーム
 中、小ブース用積み降ろし場
 貯水室 30ton 1室
 製氷機 15ton/日 1台

13. 駐車場 舗装及びライン引き
 車止め

14. 車輛

- 1) ターミナル内業務用
 A. ターミナル内管理用小型トラック
 B. 清掃やゴミ箱の回収車
 C. 荷物の積み降ろし用フォークリフト
 D. 手押し台車
 E. ターミナル内荷物運搬車

2) 運搬車

- A. 冷凍車、大型車

15. その他

- 1) 非常用電気及び水（火災用）
 2) ゴミと汚水処理施設
 汚水処理施設は沈澱・濾過等のみの
 処理で、生物的または科学的処理は
 考えていない。
 3) 保安要員詰め所
 4) 一般清掃用器具置き場
 5) 非常用発電施設
 非常用発電機
 同上燃料タンク

ターミナル内の車輛の管理に関しては、メルカ
 マールが行うとの事であるが、必要台数も提示
 出来ず、ドライバー及びオペレータの所属先等
 考慮されておらず、収支の中にも賃金等が含ま
 れていない為、必要台数と管理について再検討
 の必要あり。

冷凍車の管理・運営について、メルカマールで
 行うとの事であるが、現在でも民間の車で十分
 間に合っており、冷凍車の必要性は無いと判断
 される。

停電は少ないが市場では朝3:30から活動するの
 で最低限必要な施設を加えることができる規模が妥当と
 思われる。

3. 運営計画内容の検討

(1) 新卸売り市場の取扱量について

新卸売り市場では、サンチャゴ圏に入荷する鮮魚貝類は全て市場を通ることを前提とし（現状は38千トン～40千トン）、取扱量が年率6%ずつ伸び、5年後のターミナルに入荷する鮮魚貝類は55千トンと予想している。

年率6%の伸びについての先方の説明は根拠の妥当性に乏しく、新市場完成後は取扱量も増大するものとは考えるものの、この値は、先方の期待値の域を脱しないもので過大であると判断された。また、新市場完成後は現在スーパーマーケットが行っている市場外流通分も市場流通するものとしているが、この点については搬入物の品質規格の管理が改善され、品揃えが十分になされ、かつ流通コストが現在の市場外流通のコストを下回ることがあれば可能性があると考えますが、チリ側は、品質、規格面の改善については考慮しているものの、流通コスト面の比較検討については行っていない。

よって、新市場の取扱量の予想は流通コスト面の比較検討を行った上で現市場外流通量がどうなるか予想し直した上、増加分も何らかの妥当な根拠の上に算定し決定すべきであると考えます。

(2) プラスチックケース（魚函）の導入について

チリ側は新市場開設に合わせて搬入物の衛生、規格面の改善策として統一されたプラスチックケースでの流通を計画している。これはチリ側が本計画を策定するに当たって数か国の卸売り市場調査を実施した際のイギリスの例が参考となっている。

輸送梱包形態については、売り手側が消費者のニーズを分析しながら種々技術開発を行うべきものであり、行政側が統一的な方式を導入することは、民間側の技術開発の促進を阻害する可能性もあると考えます。しかしながら、同国の多くの流通業者は輸送梱包方法について、それ程重要と考えてはなく、この流通面の問題が消費の低迷を招いているといった状況分析もはっきりなされていない状況からすれば、適当な段階までの指導的な流通改善は必要なものであり、今回のプラスチックケースの導入は意義のあるものと考えます。しかし、チリ側はこのプラスチックケースの導入計画、特にプラスチックケースの回収方法等その運営内容の詳細についてまだ

検討がなされていない状況であり、この件に関する協力は計画の詳細が決定した上で再検討することとした。

(3) 収支の予想

収支については、施設及び付帯設備の規模が確定された後に再検討することとなるが、今回の調査にて不適当と思われる事項は以下の通り。

① 収入

- ア. 大、中、小の店舗賃貸料（33,888千円）については収入の 35 %を見込んでいるが、前述した通り店舗については配置及び規模から再検討する必要がある。
- イ. 砕氷の値段は 20 円/Kgとしているが現市場の価格は 53 円/Kgであり、安価過ぎるものとする。
- ウ. 大、中型トラック、自家用車の入場台数は過大と思われるが駐車料金はもう少し低く見込む必要があると考える。

② 支出

- ア. 電気代、通信費、電話代は算定基準が不明であり、再検討する必要がある。

4. プロジェクトサイトの検討

プロジェクトサイトについては、概ね水産物卸売り市場の建設に適していると判断されるが、3-3で記述した通り施設配置図と実測図の形状が異なっている。従って、B/D時にはサイトの各境界の確認をし、場合によってはテープ測量を実施する必要がある。また、受領した実測図内に本プロジェクトの施設をレイアウトする事は必要面積を満たしていることから可能であるが、長細い敷地であるため、効率的な配置ができるかどうか検討する必要がある。

プロジェクトサイトで一番の問題点は立体交差点の横に位置するため、道路とサイトの高低差が生じ計画地を基準として各道路は短辺方向で+1.0m、長辺方向で-3.0m位の差がある。B/D時には、高低差の実測及びチリ国側負担となる擁壁の新設について検討する必要がある。また、当地の道路は右側通行であり、南から来る車両のサイトへの導入計画の策定が必要と考えられる。

第5章 結 論

1. 計画の意義・効果

前述したとおり本事前調査から、現存の卸売り市場は老朽化していることに加え、施設及び付帯設備も不適切、不十分であること等から水産物の取り扱いが非衛生的、非合理的になっており、このことがサンチャゴ市における消費者の水産物に対する信頼を失い、消費の低迷を招いている大きな原因であることが確認された。さらに、現存の卸売り市場は市街地に立地しているにも拘らず十分な駐車場、排水処理施設等が整備されておらず、交通障害を引き起こす、汚水・悪臭を発生させる等周辺住民の生活に対し悪影響を及ぼしていることも確認された。よって、サンチャゴ市郊外に新たな水産物卸売り市場の建設を行おうとする本計画は、今後のサンチャゴ市の水産物の消費量を増大させるため、都市機能を改善するためには必要であると判断される。

本計画の内容については、施設及び付帯設備の規模の設定等今後更に検討を加える必要があるが、計画自体については概ね妥当なものと判断される。

また、本計画が実施された場合、以下の裨益がもたらされるものと推定される。

- (1) 市場に搬入される水産物の取り扱いが衛生的、合理的に行われることからサンチャゴ市及び周辺都市の約 6,000千人の消費者により品質の良い付加価値が向上した水産物の供給がなされ消費量が増大する。
- (2) 消費量が増大することにより、沿岸漁業者の漁獲意欲が高まり沿岸漁業の振興が促進される。
- (3) 現市場が閉鎖されることにより、周辺住民の生活及びサンチャゴ市の都市機能の改善がなされる。

2. 基本設計調査に関する提言

基本設計調査団の派遣が決定された場合には、以下の点について留意した上で調査に望まれるよう希望する。

- (1) チリ側は本計画を策定するに当たり、ロンドン、パリ、マドリッド、ブエノスアイレスの市場調査を行い、施設の内容、規模の設定についてはマドリッドの市場をモデルとして、かなり詳細な部分についてまで検討している。このため、基本設計調査を効

率的に行うためには、調査に赴く前に事前調査の結果を踏まえた上で、収支の予想を含めた日本側修正案を策定し、これをもって先方と協議することが必要であると考え

- (2) 事前調査においては、時間的な制約のため実施できなかったが現在の水産物の主供給地であるプエルトモント、タルカワノの漁獲、搬出の実態調査及び流通業者の本プロジェクトに対する意義等の調査が必要である。
- (3) 新プロジェクトサイトの調査に当たっては、先方の説明と提出された実測図画が異なるため敷地境界の確認及びテープ測量、高低測量を実施されたい。また、当サイトの土質がわかる資料が存在しないので、3ヶ所位のボーリング調査も実施されたい。
- (4) 本プロジェクトに参加しているチリ側のメンバーは建築に関する対応が解らず、資料・諮問に対して適切な答を得る事が出来なかったため独自のルートで調査を行ったが、基本設計調査時には初期の段階でチリ側の建築家協会を訪問し資料収集・質問事項について調査を進められたい。
- (5) 施設設備の設計に当たっては以下の点について留意されたい。

(施設)

- ① 施設設計に当たっては現状を把握し、当面の活動に支障の無い規模で計画し、増築可能な配置計画を立案する。
- ② 市場の全体計画を立て避難通路・避難階段の位置設定をする。
- ③ 現地で入手可能な資材の有効利用を考え、輸入品は極力少なくする計画とする。
- ④ 建物の階高を高めにとり、空気の流れを効率よく計画し、機材による空調を少なくする。
- ⑤ ターミナル内の床は水洗いできる材質を選定する。
- ⑥ 市場に埃を持ち込まないような方式の設計を十分考慮する。
- ⑦ 市場施設内は、清潔を保持させる事が大きなポイントである事を認識し、廃棄物の処理、清掃の徹底が容易に指導できるような計画とすること。

(設備)

- ① 非常用発電機は備品を容易に入手できるものを選定する。
- ② 照明器具はチリ国内で容易に調達できるものを選定する。
- ③ 排水処理は、沈澱・腐敗・濾過・消毒したものを放流する。

排水処理については、現在チリ政府としては処理規定が無い為、上記仕様程度の処理が必要となる

- ④ ゴミ処理は、市の回収状況を調査の上設計する。

別添リスト

- 別添 1 合意議事録
- 別添 2 面談者リスト
- 別添 3 調査日程
- 別添 4 調査団員名簿
- 別添 5 収集資料リスト
- 別添 6 フンダシオン メルカマールの定款
- 別添 7 現市場登録業者名簿

別添 1

合意議事録

首都圏水産物市場建設計画事前調査

チリ共和国

日本国政府はチリ共和国政府の要請に基づき、“首都圏水産物市場建設計画”（以下、計画という）の事前調査を実施する事を決定し、国際協力事業団をその任に当たらせることとした。

JICAは標記計画調査のため、1993年 5月10日～ 5月25日の間、農林水産省水産庁海洋漁業部国際課海外協力室、上之門 量三を団長とする調査団をチリ国に派遣した。

調査団は、チリ国政府関係者と本計画に関して一連の協議を行うとともに、調査対象地域において、現地調査を行った。

協議及び調査の結果、双方は別添に示す事項につき確認了解した。

サンチャゴ、 1993年 5月17日

上之門 量三

団長

事前調査団

国際協力事業団

アンドレス・コウベ・リオセコ

漁業次官

経済勸業復興省

別 添

1. プロジェクトの目的

近代的な魚市場を建設する事により、合理的な水産物流通システムを構築して、水産物の国内消費量の拡大と零細漁業の振興を図る。

2. 本計画の実施サイト

添付資料 I

3. 本計画の関係機関

責任機関：経済勸業復興省漁業次官官房

実施機関：メルカマール財団 (MERCAMAR)

4. 協議の内容

協議の結果は添付資料 II の通り。最終的な内容は、基本設計調査団の派遣が承認されれば、その調査団の派遣後に決定する事とする。

5. 日本の無償資金協力制度

(1) チリ国政府は、日本の無償資金協力事業の制度を理解した。

(2) チリ国政府は、本計画が無償資金協力事業にて実施される場合には、添付資料 III に記載されている必要措置を取る。

6. 調査スケジュール

(1) 調査団は1993年 5月25日までチリ国において現地調査を行う。

(2) 日本国政府が基本設計調査の実施を承認すれば J I C A は基本設計調査団を 8月上旬頃をめどに派遣する。

(3) チリ国政府は、基本設計調査団が派遣されたならば、必要な情報・資料を提供する。

添付資料Ⅱ

協議内容

1. ターミナル外部者向けのレストラン及び運転手・業者用の宿泊施設に関しては、要請内容から取り下げる。しかしながら、建築図面上には将来チリ国政府側によりその設置が決定された場合を考慮し、これらの施設に必要なスペースは配慮される。
2. 水族館の要請については、チリ国政府側が技術・運営面での実現性を再検討し、その結果を日本政府に通報する。
3. 魚箱の供与については、チリ国政府側が魚箱回収システムを確立の後に、双方で再検討を行う。
チリ国政府側はプラスチックの魚箱の使用が持つ重要性をプロジェクト展開の成功にとって重要な要請とし、特に、流通に乗せる製品の衛生上より良い品質を確保するのに重要な要素である事を明確に表明した。
4. その他の施設については、双方とも詳細な設備および規模の設定を除いてその必要性を認めいている。

添付資料Ⅲ：チリ共和国政府が取るべき措置

1. プロジェクトに必要な人員及び運営経費を確保する。
2. プロジェクトサイトを確保する。
3. 建設の開始に先立ちサイトの整地を行っておく。
4. 門、敷地周囲の囲い、造園、外灯等の付帯外部工事を実施する。
5. 建設開始に先立ち敷地外のアクセス道路の建設を行っておく。
6. 配電などプロジェクトサイトへの付帯的な設備を整える。そして、一般家具の設置をする。
7. 銀行取極（BANKING ARRANGEMENT）に基づく日本外国為替銀行の銀行業務に対して、手数料を支払う。
支払授權書（A/P）
支払手数料
8. 本計画のために購入される機材及び材料について、陸揚げ港における荷揚げ及び免税・通関手続き並びにチリ国内の輸送が速やかに行われる事を確保する。
9. 認証された契約に基づく業務を遂行するために必要な日本国民及び日本企業法人関係者に対し、チリへの入国、または滞在等に必要な便宜をはかる。
10. 計画を実施するために認証された契約に基づき、チリ国内において日本企業法人が調達する機材並びにサービスに対する支払に対して、各種の国内税（含む地方税）の免税措置を計画実施前に速やかに図る。また同様な目的で輸入される物品に対する関税の免除措置を取る。
11. 無償資金協力にて購入する全ての施設、機材の維持し、適切かつ効率的な利用を行う。
12. 日本国政府の無償資金協力援助にて負担される以外の費用については全て負担する。
13. 認証契約に基づいて購入される資機材の管理・保守・利用のために必要な予算を確保し、十分な技術経験・知識を有するカウンターパートを適正に配置する。
14. プロジェクトの実施に当たって、現ターミナル利用者、サイト周辺の住民等との間に発生する問題が生じる場合はこれを調整解決する。
15. 本計画の建設工事に関わる全ての許認可、申請手続きを行う。

別添 2

面談者リスト

大使館	江藤之久 柴田 進 森山信弘	特命全権大使 参事官 一等書記官
JICA	田臥彰三 高橋満之	所長 次長
専門家	大場美穂	チリ国際協力庁 JICA派遣専門家
経済勸業復興省	Sr. Andres Couve Rioseco Sra. Esperia Bonilla Oliveri	Subsecretario de Pesca Jefe Depto. Difusion Y Cooperacion Pesquera
住宅・都市計画省	Sr. Alberto Etchegaray A.	Ministro
マプチャゴ市役所	Sr. Jaime Ravinet de la Fuente Sr. Gabriel Corcuera Perez	Alcalde Abogado
チリ国際協力庁	Sr. Raul Vergara Meneses Sr. Ivan Mertens G.	Departamento de Programas Departamento de Sectores
チリ財団	Sr. Carlos F. Wurmann G. Sr. Pablo Herrera Larrain Sr. Philippe Benoit M.	Gerente Recursos Marinos Ingeniero Jefe Recursos Marinos Ingeniero de Desarrollo
零細漁民訓練財団	Sr. Jorge Valenzuela Ocampo Sr. Julio Mery Azarez	Director Ejecutivo Asesor Pesquero
零細漁民漁業組合	Sr. Carlos Toro U.	Asesor Tecnico Conapach
連合	Sr. Jorge Lobos V.	Secretario General Conapach
零細漁民漁業組合	Sr. Maximiliano Zuexada Tarada	Presidente Sindicato Pescadores Caleta "El Membrillo"
現市場の卸商	Sr. Jose Mario Nunez P. Sr. A. Paredes B.	Sociedad Pesquera Bio Bio LTDO, Mares Unidos S.A.
スーパーマーケット	Sr. Luis Valdes L.	Cerente Supermercados ALMAC
デパート	Sr. Felipe Infante Sr. Agustin Larrain	Jefe de Compras de Pescaderia Jefe de Compras de Pescaderia

別添 3

調査日程

日程			行程及び作業内容
1	5/ 8	土	成田発 19:00 → (RG835)
2	5/ 9	日	リオ・デ・ジ・ネイロ着 07:35
3	5/10	月	リオ・デ・ジ・ネイロ発 08:15 → サンチゴ着 (RG920) 大使館表敬、JICA事務所表敬
4	5/11	火	漁業次官表敬 関係機関と合同協議 候補サイト視察 住宅・都市計画省 大臣表敬
5	5/12	水	サンチゴ 漁業ターミナル視察 マホ・フヨ&スーパ-マーケット見学 関係機関と合同協議 サンチゴ 市役所表敬 関係機関と合同協議 (フンダソソ フリ)
6	5/13	木	サンチゴ 市長表敬 関係機関と合同協議
7	5/14	金	FUNCUP 関係機関と合同協議 (ミニツ案)
8	5/15	土	ハ・ルハ・ライソ市視察 -Portales 零細漁業基地 -EL Membrillo 零細漁業基地 (零細漁民訓練財団同行) サン フトニオ 魚粉工場見学
9	5/16	日	サンチゴ 市内視察 (スーパ-マーケット) 資料整理
10	5/17	月	ミニツ案協議・署名 江藤特命全権大使報告 JICA事務所報告
11	5/18	火	官団員国際空港出発 (RG921) (コサカノトは引き続き現地調査) 規模について協議 要請資料の未入手について打ち合わせ

12	5/19	水	新サイト・旧ターミナル サイトサ・ハイ 規模について協議 スーパー・経営者と現況についての事情聴取 (於 フンダツオン 刊)
13	5/20	木	規模について協議 (於 フンダツオン 刊)
14	5/21	金	資料整理
15	5/22	土	スーパー・マーケット (アムマック) 見学
16	5/23	日	資料整理
17	5/24	月	経済勸業復興省 資料受領 JICA 報告 大使館報告
18	5/25	火	現地建築事情聴取 カンチヤン 国際航空出発 (RG921)
19	5/26	水	リオ・デ・ジ・ネイロ発 22:15 → (RG832)
20	5/27	木	機中
21	5/28	金	成田着 13:30

別添4 調査団員名簿

チリ共和国

首都圏水産物市場建設計画事前調査団員名簿

総括	上之門 量三	水産庁海洋漁業部国際課 海外漁業協力室長
Leader	KAMINOKADO Ryozo	Director, Office of the Overseas Fisheries Cooperation, Fisheries Agency
無償資金協力	渡辺 英直	外務省経済協力局無償資金協力課 外務事務官
Grant Aid Planner	WATANABE Hidenao	Grant Aid Division, Economic Cooperation Bureau, Ministry of Foreign Affairs
水産物流通計画	竹内 晃	日本国際協力システム (J I C S)
Fisheries Distribution Planner	TAKEUCHI Akira	Japan International Cooperation System
市場建設計画	鈴木 忠博	同上
Archtectural Designer	SUZUKI Tadahiro	Ditto
通訳	木幡 敦子	日本国際協力センター
Interpreter	KOHATA Atsuko	Japan International Cooperation Center

別添 5

収集資料リスト

1. 市発行による建築法規の答
2. 現市場登録業者
3. ANUARIO ESTADISTICO DE PESCA 1990
4. INFORME SECTORIAL PESQUERO ENER-MARZO 1993
5. BOLETIN 建築積算資料 5月号
6. 収支予算
7. 質問書の答
8. 水産物消費者
9. プロジェクトの内容
10. 水産物の流通網
11. 組合資料
12. 組合資料組織図
13. 社会階層別
14. 漁業セクターレポート
15. GNP, GDP
16. 水産物及びその他の食料品卸売り価格
17. 国際協力庁 組織図
18. CONCLUSIONES (零細漁民の活動)
19. SERNAP (SERVICIO NACIONAL DE PESCA)
20. DIEGO PORTALES (漁業組合定款)
21. FEDERACIONES AFILIADAS A, CONAPACH,
22. INFORME CONSOLIDADO DEL SECTOR PESQUERO
23. " (零細漁民活動)
24. COMPENDIO ESTADISTICO
25. EXPOSICION SOBRE EL ESTADO DE LA HACIENDA PUBLICA
26. LA SALMONICULTURA EN CHILE (FUNDACION CHILE)
27. SANTIAGO DE CHILE

別添6 フンダシオン メルカマールの定款

財 団 定 款

出頭者：

私的団体サンティアゴ発展会社、その代表者としてその長であるハイメ・ラビネト・デ・ラ・フェンテ氏（チリ人、既婚者、弁護士、身分証明番号N°・・・）、両者ともその活動目的のためにサンティアゴに住所をもつ。（.. 通り、.. 番地。）、及び私的財団である零細漁民訓練財団（以下FUNCAPと呼ぶ）、その代表者としてその長であるアンドレス・コウベ・リオセコ氏（チリ人、既婚者、漁業部門エンジニア、身分証明番号N°・・・）、両者ともその活動目的のために当市テアティノス通り120番地11階に住所をもつ。

出頭者は成人で、自由治産者であり、前記の身分証明番号により身分を証明し、以下のことを表明した。

民法第一冊33章の記載事項及び法務省の法人委譲についての規則に従って、利益追求を目的としない財団を形成するために出頭し、その財団は、以下に記載する定款により規制され、FUNDACION MERCAMAR（メルカマール財団）と名付ける。

定 款

名称、目的、所在地、期間

第一条：

利益追求を目的としない財団を形成し、FUNDACION MERCAMAR（メルカマール財団）と名付け、生鮮又は冷蔵の海産物の卸売市場における流通の方法や実施を組織、管理、及び設定し、それにより国民に対し衛生条件の整った製品を確保するものである。その例として、生産性を高め社会利益を生み出す近代的技術の設備や機構を取扱い者に使用させる。それにより特に国民全体の水産物によるたんぱく質の消費を促進するものである。

その目的の遂行のため、財団は機能を円滑に進めるのに必要な仲介者、設備、あらゆる物質、管理、技術面での手段を利用することができる。

同様に零細漁民の訓練センターを創設、維持又は管理することができる。このセンターは、水産物製品の加工及び流通の場での仲介者の経営管理全般やその他の同様な業務の技術的形成を高めるためのものである。

財団の業務又は活動は直接、又は経済勸業復興省の漁業次官官房、サンティアゴ市、又は、チリ、海外、国際的な、公的・私的機関や個人との協力という形で行われる。

しかし、いずれの場合も、この件について規制する法律や規則の中で行われるものとする。

第二条：

財団の所在地はサンティアゴ市であるが、財団の活動がチリ国内外の他の地点で行われることを妨げない。財団の継続期間は、その存在を法的に認められた日から無期限である。財団は当定款の記載事項により規制され、それが無い場合には、民法第一冊第33条が規定する事項及び法務省の法人についての規則により規定される。

第 2 章

資 産

第三条：

財団の資産は、創設者がその創設のために当てる金額により構成される。財団の資産はさまざまな名目で、又民事や自然の結果が生み出す形で、贈与、相続、遺贈、資産分配、援助等、公的・私的、個人・法人、チリ又は海外や国際機関、市町村、国庫機関や半国庫機関、自治体等から生ずる形で増大する。財団は有償供与を含むあらゆる贈与を受けられ、又利権を承認し定款の規定内での契約を結ぶことができる。

第 3 章

理 事 会

第四条：

財団の管理は、9人から成る理事会によって行われる。

理事会は以下の者によって構成される。

- (1) 漁業次官 (2) サンティアゴ市長 (3) 漁業次官により任命された者2名
- (4) サンティアゴ市長により任命された者2名 (5) チリ漁業業務局長
- (6) 保健省代表1名 (7) 計画・協力省(MIDEPLAN)代表1名

理事会は、その構成員の中から、書記と会計の職に当たるものを任命しなくてはならない。その任命に当たっては、第六条に示す定数で行う。理事長の任務は、その独自の権利として漁業次官がそれを行うものとし、副理事長の任務は、サンティアゴ市長がそれを行うものとする。

任務が指定されていない理事の任命を行う際には、漁業次官、サンティアゴ市長又は対応する大臣による公文書によって通知しなくてはならない。この公文書は理事会議事録に転記し、それによりこの公文書の内容を知らしめ、それを公報に要約する。

特別な任務に対応する為の任命を行う際には、その肩書きをもつ者、又はその肩書きをもつ者が不在又はその肩書きの任務を遂行できない状態にある時は、その法的代理人によって勤められる。

第五条：

特別な任務に対応する為任命された理事は、その任命の理由となった任務を遂行する期間のみ継続し、その任務が終了した時点で自動的にその任命は消滅する。

その他の理事は、無期限にその任務を遂行し、その任命に当たった権限を持つ者自身により、一方的に任命時と同様の手続きにより解任され得る。

いずれの場合も、理事が自由な治産者でなくなった場合、いかなる罰であっても処罰を受けた場合、また許可

なく6ヵ月以上継続して理事会を欠席した場合解任となる。

理事の職は、前もって漁業次官及びサンティアゴ市長を含む構成員の6名以上によって認められた管理理事会の合意をもって、報酬を受け取ることができる。

その報酬額や支払い方法、受益者については、前記の方法で理事会で了承されること。

第六条：

理事会は、通常2ヵ月に1回招集され、臨時会議は理事長の発案、又はその構成員のうち5名以上の要請により招集される。会議への招集は、財団の理事自身により登録されている住所への書留郵便で行われる。

臨時会議には、招集の目的を示し、それがその臨時会議の唯一の議題となる。

すべての招集には会議の性格、日時、及び場所が明示される。会議が開かれるための定数は、少なくとも5名で、出席する理事の多数決により決議され、賛否同数の場合、理事長又はその代理の者がその決定を行う。

第七条：

理事会の協議及び合意内容については、議事録用の特別な冊子にその旨を記載して残す。これはその会議に出席した理事全員により署名される。なんらかの議事録、合意内容についてその責任を免除されたい理事は、その議事録に当人の意見を明記することができる。

第八条：

理事会は法務省に対し、法律が定めるところにしたがって定期的に財団の活動状況報告書及び総括と経済状況について報告しなくてはならない。また、理事の氏名及び財団の本部の所在地を記載した名簿を提出する。

第九条：

理事長は、財団の長であり、当定款が明記するその他の権限を持つ。

第十条：

理事会は、当定款にしたがって財団の上部運営管理責任を持つ。

以下に理事会の権限及び義務を示す。

- a) 財団を指揮し、その目的を果たすよう監視する。
- b) 財団の資産を管理し、資産の投資を行う。
- c) 理事長又は財団の取締役、その他の1名又はそれ以上の理事の経済活動又は管理編成に関する任務の一部を委託する。
- d) 財団が最適に機能するために規則を編集し適用する。
- e) 各理事の職の不適正を判断する。
- f) 第八条に述べる定期的な報告書を法務大臣に提出する。

第十一条：

財団の資産を管理する者として、理事会は最大の権限を持ち、財団の目的を遂行するのに必要なすべての権限を持つものとする。以下に列挙するが、そののみが権限の範囲に入るものではない。

- a) 労働契約を結び、その条件と範囲を決定する。
- b) 自ら又は仲介を通して、全ての不動産、動産等を購入、交換、又あらゆる名目で入手又は手放すこと。又それらに対し、賃貸、譲渡、交換、使用権又はあらゆる形の抵当、担保付きでの賃貸を行うこと。輸出入。
- c) 工事、物の売買、交換、貸付、互助、使用貸借契約、寄託、書き換え、配分、業務提供、コンサルティング、技術指導、運送、用船契約、その他列挙された有無を問わずあらゆる契約を結ぶこと。保険を契約し、保険料を支払い、災害の清算を承認又は拒否し、保険金を受領すること。契約書に相当だと判断する価格、期間、方法、条件を規定する。あらゆる活動、契約を変更、取り消し、解消、撤回、立退き請求、その他のあらゆる形で終了させること。又、財団の資産及び債権全般の全体又は一部の管理をあらゆる第三者と契約し、それに必要な管理又は処理契約を結ぶこと。
- d) 一般的又は特別な指図を協議、了承し、指図を委任、変更、取り消し、その業務の指揮を再びとること。
- e) 利益追求を求めない団体又は財団の形成、又は構成に参加すること。又、既存のそれらの機関と提携し、その自らが属する機関の変更、解散、整理に参加すること。
- f) 財団への借入金がある場合、法廷内外においてそれを受取り、財団に借入金がある場合、それを支払うこと。領収書、取消書、清算書、その他あらゆる受領書を与え、又それを要求すること。期間の延長を要請し、それに応えること、権利譲渡に譲歩し、了承すること。あらゆる種類の相続、遺贈、贈与を承認又は拒否すること。
- g) 税関の保証金を支払うこと、船荷情報、保険料、声明、その他について自ら又は仲介を通して署名、回収、裏書き、延期、取消しを行い、商品や運送会社や税関の書類を回収すること。輸出入に必要な全ての書類に署名すること。税関や領事館手数料、又拘留料その他の料金を承認、拒否し、支払い、再清算すること。
- h) 分割で購入した資産、株式、債券、社債、証書、ワラント債、その他の有価証券の一般及び特別な担保・抵当などの各種の抵当や、負担を設定及び了承、延期、取消し、撤廃すること。保証金、使用料、抵当の禁止を実施し、行事、契約や、その他の実質的又は人による保証の譲渡、賃貸を行い、契約すること。財団に意義のある場合において、共同債務を行うこと。
- i) 利子や担保の有無を問わず、約束手形、又は承諾による前払い、超過引き出し、当座預金での融資の形又はその他の形で自国通貨又は外貨で融資を行うこと、又は譲渡を承認し、それを知らしめ、利率を決定し承認すること。
- j) 金銭や、一覧払い、分割払い、条件払いの証券等の預入れを行い、引き出し、取消し又は裏書きすること。
- k) 銀行当座預金口座を契約、開設、廃止、管理、維持すること。その動きに精通し、対応する小切手帳を受け取り、上記の口座の振込及び超過振り出しを行うこと。当座預金口座の残高全部又は一部を請求、了承、確認、不服、異議申し立てを行う。
- l) 小切手、為替手形、約束手形、支払い命令書、借用証書及びその他の商取引書類に署名、振り込み、了承、認定し、再承認、更新、裏書き、更新、割り引き、延期、取消し、受け取り、不服申し立てをし、現金か又は保証金の形で預ける。記名、指図人、所持人等の形をとる商取引及び銀行業務の書類一般の処理を行うこと。
- m) 保証書を入手又は契約すること。差押え又は抵当となっている有価証券を預け、引き取ること。金庫を設けること。
- n) 普通郵便物、一般及び書留郵便物、電報、電信、小包及び国内外からの全ての配達物を受け取ること。ただし、代理人指定の文書をもって、この機能を第三者に委任することができる。電報局の為替、はがき、託送品、証券他全てのものを引き取り、金銭の受取を行い、受領すること。

- o) チリ国内又は外国の、公私を問わないあらゆる機関、企業、団体、個人、法人、特に、国内税、国庫、国の監督局全般、税関、労働監督局、社会保険基金、社会保障局、市町村等に対し財団を代表すること。あらゆる機関、団体に対し提言及び要請の提出やその手続きを行うこと。あらゆる事務処理、手続きを行うこと。要請、報告書、覚書を作成し、あらゆる公私の手段に署名しそれを提供し、その変更、修正を承認すること。登録、再登録、記名、廃止、取消しを要求し、又はその目的で第三者に権限を与えること。あらゆる種類の機関、団体、部局に対し、あらゆる契約、活動、声明、運営、業務の面で財団の機能を代表すること。当条項が理事会に与える全ての権限は、理事会によって、第三者が理事会の名において独自に活動できるように委託することができる。又、財団の管理が順調に行くための一般的なあらゆる活動を実施すること。

第十二条：

前条項に記載する権限において行われる理事会の合意事項及び行為、契約は、同理事会により設定されうる特別規則を損ねる事なく、理事長又はその職を代行する者が行う。

前記とは別個に、財団の管理実行は取締役の任務であり、取締役は理事会がその目的のために招集する臨時会議で、6名以上の理事による多数決で任命、解任がなされ、この取締役の権利については、第十条c項に述べる範囲で、理事会が明らかに委任するものとする。

第十三条：

以下のことは、理事長に特別に対応する事柄である。

- a) 法廷内外で代表となること。
- b) 第六条第1段に述べることを損ねる事なく、理事会の会議を招集し議事進行を行うこと。
- c) 副理事、書記、会計その他の理事会が任命する構成員に対応する機能を損ねる事なく、理事会の合意事項を実施すること。
- d) 理事会の業務を組織し、年間活動の全般計画を提案すること。
- e) 財団が順調に展開するために有益と思われるあらゆる点についての情報を要請すること。
- f) 理事会に財団の年間予算と業務全体の報告を提出すること。
- g) 定款や規則、理事会の決定事項が忠実に実施されているかを監督すること。
- h) 適当だと思われる作業委員会を提案し、各委員会の責任者を提案すること。
- i) 担当する書類及び財団を代表すべき書類に署名すること。

第十四条：

副理事は、いかなる理由であれ理事長が一時的にその機能が遂行できなくなった時、それを代行する。その上、優先的な機能として、理事長が行うべき全ての業務において理事長に協力する機能を持つ。

第十五条：

書記は、理事会の会議の議事録の編集、会議への招集手続き、議事録の写しを提供すること、理事長のみに与えられているもの以外の財団の郵便物や書類に理事長と共に署名する。その一時的な不在又は任務遂行不能時には、理事会が任命する理事により代行される。

第十六条：

会計は、財団の経理と、財団の最新で正確なその財産目録の維持に対し責任を持つ。収支勘定作成を監督し、銀行当座預金や財団名義の預金を開設、この口座に対し理事長及び会計又は理事会が任命するものは小切手の振り出しが行える。

第十七条：

名誉理事の存在が可能である。個人法人を問わず、技術、専門、経済的な援助を通じ、財団の業務に顕著な推移又は活動があったと、理事会で投票権を持つ者が認めた場合に、それを対象とする。

第 4 章

定款の変更及び財団の解散

第十八条：

財団の定款の変更又は追記は、その目的のために招集された臨時会議で、実際に活動している理事の3分の2により採択された場合に可能である。この場合、チリ共和国大統領に、挿入すべき又はそれが適当だと思われる変更又は新たな内容を含む案を提出しなくてはならない。いかなる変更案であっても漁業次官及びサンティアゴ市長の許可を前もって文書で得ておかなければならない。定款の変更が承認されるための会議は、公証人一名の出席が必要で、その公証人は定款がその変更に必要なと定めるすべての正式手続きを満足したという証明を行う。

第十九条：

財団の解散は、前もって漁業次官及びサンティアゴ市長両者の許可があり、定款の変更に必要な手続きと同じ手続きで理事会により決議される裁定により、それが合意される。理事会の合意及び漁業次官及びサンティアゴ市長両者の許可が明記された議事録は、公報に転記され、チリ共和国大統領に提出され、チリ共和国大統領はそれを最終的に決定する。

理事会の要請に従い、チリ共和国大統領令により、財団の解散が命じられた時、その資産は、定款又はその目的で大統領が決める慈善又は教育団体・財団に移される。

暫定措置

第一条：

財団の第1回理事会は以下の者で構成され、第1回定例理事会議まで、その任務を継続する。

1. アンドレス・コウベ・リオセコ
2. ハイメ・ラピネト・デ・ラ・フェンテ
3. フアン・ルスケ・アルカイーノ
4. ホルヘ・バレンスエラ・オカンボ
5. カルロス・ウルマン・ゴトフリト
6. エスペリア・ボニージャ・オリベリ
7. ガブリエル・コルクエラ・ペレス
8. マリア・テレサ・ハムイ・ピント
9. ルイス・ロオス・タピア

別添 7 現市場登録業者名簿

ASOCIACION DE COMERCIANTES
MAYORISTAS EN
PRODUCTOS DEL MAR
TERMINAL PESQUERO - SANTIAGO

Señores:
FUNDACION CHILE
Presente

Ref.: Listado de Asociados con Camión-Acoplado

トレーラー所有の会員リスト

1.-	PESQUERA EL GOLFO		
2.-	PESQUERA BIO-BIO		
3.-	PESQUERA GONZALEZ		
4.-	PESQUERA ISABELLA		
5.-	VEIT Y CIA		
6.-	MARCUD		
7.-	RUDIBERTO LARA		
8.-	LUIS SEGUNDO VALENZUELA G		
9.-	GERARDO SCHULZER		
10.-	FRANCISCO ALVAREZ		
11.-	PATRICIA CONTRERAS		
12.-	JAIME CONTRERAS		
13.-	GABRIEL ACEVEDO		
14.-	ULISES GONZALEZ		
15.-	ALI NAZER		
16.-	MARIO ORTIZ		
17.-	JHAN ACEVEDO GONZALEZ		
18.-	GABRIELA ALLENDE		
19.-	MIGUEL VILLAVICENCIO		
20.-	JULIO ALVEAR		
21.-	GERMAN ACEVEDO		
22.-	COMERCIANTE DE LA PROVINCIA DE SAN ANTONIO.-	Total	10.-
23.-	"	Total	8.-
24.-	"	Total	3.-
25.-	"	Total	5.-
26.-	"	Total	5.-

S. E. & O.-

BALMACEDA 2290 — FONO — SANTIAGO

ASOCIACION DE COMERCIANTES
MAYORISTAS EN
PRODUCTOS DEL MAR
TERMINAL PESQUERO - SANTIAGO

Señores
FUNDACION CHILE
Presente

Ref.: Listado de Asociados Consignatarios

委託販売業者会員リスト

- 1.- VICTOR CARMONA
- 2.- RAFAEL CARMONA
- 3.- NICOLAS SANDOVAL
- 4.- MARIA SEVERINO
- 5.- PATRICIO CHAMORRO
- 6.- PEDRO FRIAS

Ref.: Listado de Asociados que Descarga en Andén

プラットホーム上で荷降しを行う会員リスト

- 1.- CARLOS SEPULVEDA
- 2.- ANTONIO QUIÑONES
- 3.- MARIA MOYANO
- 4.- MIGUEL HERRERA
- 5.- HECTOR ESTAY
- 6.- CLAUDIO BUSTO
- 7.- ROLANDO GUERRA
- 8.- GUIDO PASTEN
- 9.- MARISOL MESINA
- 10.- EVARISTO GOMEZ
- 11.- JORGE CASTILLO
- 12.- SANDRA AVENDAÑO
- 13.- ROSA OLGUIN
- 14.- ULDARICIO CASTILLO
- 15.- VICTOR HENRIQUEZ
- 16.- ALEXI QUEZADA
- 17.- MARIA JAÑA
- 18.- DIEGO HERRERA
- 19.- MARIA TORO

BALMACEDA 2290 — FONO — SANTIAGO

ASOCIACION DE COMERCIANTES
MAYORISTAS EN
PRODUCTOS DEL MAR
TERMINAL PESQUERO - SANTIAGO

- 20.- MARIANELA ARAYA
- 21.- JULIO MARIN
- 22.- BLANCA LABRAÑA
- 23.- ELSA CACERES
- 24.- MARIO CASTILLO
- 25.- JOSE HENRIQUEZ
- 26.- ESTER MONTES
- 27.- JOSE SOTO
- 28.- SEGUNDO HENRIQUEZ
- 29.- CARMEN AGUILAR
- 30.- ELSA MALLEA
- 31.- EMELINA AVALO
- 32.- MAGDA MATAMALA
- 33.- LUCIA VESASQUEZ
- 34.- JORGE GUERUT
- 35.- JORGE RAMIREZ
- 36.- VICTOR BUSTOS
- 37.- BENJAMIN ALVAREZ
- 38.- LORENZO SAEZ
- 39.- ROBERTO MATAMALA
- 40.- JUANA TREIMUN
- 41.- DANIEL HENRIQUEZ
- 42.- JOSE RIVERA
- 43.- JOSE CANELO
- 44.- MOYANO HNOS
- 45.- CARLOS BASCUR
- 46.- LUIS CANDIA
- 47.- LUIS GONZALEZ
- 48.- HECTOR BENAVIDES
- 49.- LUIS CONTRERAS
- 50.- HERNAN DIAZ
- 51.- MIGUEL GONZALEZ
- 52.- CLODOMIRO GONZALEZ
- 53.- GERMAN MONDACA
- 54.- VEAS HNOS
- 55.- COMERCIAL CHRIST
- 56.- MANUEL GALVEZ
- 57.- JUAN MARILAO
- 58.- BOSTER CASTILLO
- 59.- ANTONIETA BUSTOS
- 60.- MARIO MORENO
- 61.- ROSA BUSTO

BALMACEDA 2290 — FONO _____ — SANTIAGO

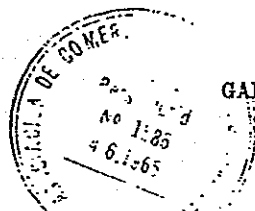
ASOCIACION DE COMERCIANTES
MAYORISTAS EN
PRODUCTOS DEL MAR
TERMINAL PESQUERO - SANTIAGO

- 62.- CECILIA BUSTOS
- 63.- TERESA BUSTOS
- 64.- UBERLINDA ROJAS
- 65.- RICARDO DELGAJO
- 66.- FIDEL SAEZ
- 67.- CELINDA CRUZ
- 68.- EDUARDO ORELLANA
- 69.- MIGUEL ITURRIAGA
- 70.- LEONARDO MEDRANO
- 71.- PABLO MATAMALA
- 72.- BERNARDINO GAETE

Nota: Se agregarían 10 Clientes que falta Identificación.-

その他 10 会員 氏名 確認 の 上 此 等 の 会員

S.E. ú O.



GABRIEL ACEVEDO R.
Secretario

Santiago, 29 de Agosto de 1991.-

BALMACEDA 2290 — FONO _____ — SANTIAGO

JICA